

吸収分割に係る事前開示書類

2023年8月16日

LINE株式会社

Zホールディングス株式会社

2023年8月16日

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都新宿区四谷一丁目6番1号
LINE株式会社
代表取締役 出澤 剛

東京都千代田区紀尾井町1番3号
Zホールディングス株式会社
代表取締役社長 出澤 剛

LINE株式会社(以下「LINE」といいます。)及びZホールディングス株式会社(以下「ZHD」といいます。)は、2023年8月15日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年10月1日として、LINEがその営む全ての事業に関して有する権利義務をZHDに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。ただし、本吸収分割は、その効力発生日において、Zホールディングス中間株式会社からZHDに対する、Zホールディングス中間株式会社の保有するLINEの普通株式全ての現物配当の効力が発生することを停止条件として、効力が発生するものとしております。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。本吸収分割が効力を発生する時点において、LINEは、ZHDの完全子会社であり、ZHDがその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 期末配当

ZHD は、2023年6月2日を効力発生日として、ZHDの普通株式1株につき金5円56銭（総額41,869百万円）の剰余金の配当を行いました。

② 現物配当

ZHD及びZホールディングス中間株式会社は、2023年7月12日付で、2023年10月1日を効力発生日として、Zホールディングス中間株式会社からZHDに対する、Zホールディングス中間株式会社の保有するヤフー株式会社及びLINEの普通株式全ての現物配当を実施することを決定いたしました。

③ ヤフー株式会社、Z Entertainment 株式会社及びZデータ株式会社との間の吸収合併

ZHD、ヤフー株式会社、Z Entertainment 株式会社及びZデータ株式会社（以下、ヤフー株式会社、Z Entertainment 株式会社及びZデータ株式会社を総称して「子会社3社」といいます。）は、2023年8月15日付で、(i)ZHDを吸収合併存続会社、ヤフー株式会社を吸収合併消滅会社、2023年10月1日を効力発生日とする吸収合併、(ii)ZHDを吸収合併存続会社、Z Entertainment 株式会社を吸収合併消滅会社、同日を効力発生日とする吸収合併、(iii)ZHDを吸収合併存続会社、Zデータ株式会社を吸収合併消滅会社、同日を効力発生日とする吸収合併に関して吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約に基づくこれらの吸収合併により、ZHDは、子会社3社の権利義務全部を承継する予定です。なお、これらの吸収合併は、上記②の現物配当のうちZホールディングス中間株式会社からZHDに対する、Zホールディングス中間株式会社の保有するヤフー株式会社の普通株式全ての現物配当の効力が発生することを停止条件として、効力が発生するものとします。

④ Zフィナンシャル株式会社との間の吸収分割

ZHD及びZフィナンシャル株式会社は、2023年8月15日付でZHDを吸収分割会社、Zフィナンシャル株式会社を吸収分割承継会社、2023年10月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割により、ZHDが有する権利義務は、当該吸収分割契約の定める範囲においてZフィナンシャル株式会社に承継される予定です。なお、当該吸収分割は、本吸収分割の効力が発生していることを停止条件として、効力が発生するものとします。また、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙3に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① ワークスモバイルジャパン株式会社との間の吸収分割

LINEは、ワークスモバイルジャパン株式会社との間で、LINEを吸収分割会社、ワークスモバイルジャパン株式会社を吸収分割承継会社、2023年4月1日を効力発生日として、LINEがその営むAIカンパニー事業（但し、一般消費者向けに提供しているCLOVA Assistant サービス（当該サービスを利用した音声検索サービスを含みます。）を除きます。）に関して有する権利義務をワークスモバイルジャパン株式会社に承継させる吸収分割を行い、その対価としてワークスモバイルジャパン株式会社の株式257,897株の交付を受けています。なお、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとしています。

② LINE Growth Technology 株式会社との間の吸収合併

LINE Growth Technology 株式会社及びLINEは、LINE Growth Technology 株式会社を吸収合併消滅会社、LINEを吸収合併存続会社、2023年8月1日を効力発生日とする吸収合併を行い、LINEは、LINE Growth Technology 株式会社の権利義務全部を承継いたしました。

③ LINE CONOMI 株式会社の完全子会社化及び同社との間の吸収分割

LINEは、NAVER Corporation から、2023年6月28日を株式譲渡実行日として、LINE CONOMI 株式会社が発行する普通株式494,010,000株を譲り受けております。この株式譲渡の実行により、LINE CONOMI 株式会社は、LINEの完全子会社となっています。

また、LINE CONOMI 株式会社及びLINEは、2023年6月20日付で、LINE CONOMI 株式会社を吸収分割会社、LINEを吸収分割承継会社、2023年8月31日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割により、LINE CONOMI 株式会社のLINE PLACE 事業に関する権利義務は、LINEに承継される予定です。なお、この吸収分割の対価はありません。また、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

④ LINE Financial 株式会社株式の取得及び同社との間の吸収分割

LINE は、2023 年 4 月 1 日以降本書面作成日までの間に、子会社である LINE Financial 株式会社から、第三者割当の方法により、同社の普通株式計 2,022,400 株を取得しました。

また、LINE Financial 株式会社及び LINE は、2023 年 8 月 15 日付で、LINE Financial 株式会社を吸収分割会社、LINE を吸収分割承継会社、2023 年 9 月 30 日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割により、LINE Financial 株式会社が有する権利義務は、当該吸収分割契約の定める範囲において LINE に承継される予定です。なお、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) LINE の債務の履行の見込みについて

LINE の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 503,792 百万円及び 331,164 百万円です。

LINE において、上記の日時から本書面作成日現在に至るまで、上記 6 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであり、また本吸収分割で ZHD に対して承継される資産及び負債の額はそれぞれ 422,825 百万円及び 329,862 百万円（承継される資産及び負債の額は個別財務諸表に計上されるのれんを含む連結財務諸表上の金額への修正を行う前の概算値）であるため、上記 6 で記載した事項を考慮しても、LINE においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、LINE が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における LINE の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(2) ZHD の債務の履行の見込みについて

ZHD の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 3,500,861 百万円及び 1,155,118 百万円です。

ZHD において、上記の日から本書面作成日現在に至るまで、上記 5 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであり、また本吸収分割で ZHD に対して承継される資産及び負債の額はそれぞれ 422,825 百万円及び 329,862 百万円（承継される資産及び負債の額は個別財務諸表に計上されるのれんを含む連結財務諸表上の金額への修正を行う前の概算値）であるため、上記 5 で記載した事項を考慮しても、ZHD においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、ZHD が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における ZHD の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以 上

別紙 1 (吸収分割契約書)

(添付のとおり)

吸収分割契約書

LINE 株式会社（以下「LINE」という。）及び Z ホールディングス株式会社（以下「ZHD」という。）は、2023 年 8 月 15 日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割の方法）

LINE 及び ZHD は、本契約の定めるところに従い、LINE がその営む全ての事業（以下「本事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割の方法により ZHD に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第 2 条（商号及び住所）

LINE 及び ZHD の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) LINE：吸収分割会社

（商号）LINE 株式会社（2023 年 10 月 1 日付で「Z 中間グローバル株式会社」に商号変更予定。）

（住所）東京都新宿区四谷一丁目 6 番 1 号

(2) ZHD：吸収分割承継会社

（商号）Z ホールディングス株式会社（2023 年 10 月 1 日付で「LINE ヤフー株式会社」に商号変更予定。）

（住所）東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

第 3 条（権利義務の承継）

1. ZHD が本吸収分割により LINE から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による LINE から ZHD に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

ZHD は、本吸収分割に際して、LINE に対し、金銭等を交付しない。

第 5 条（ZHD の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、ZHD の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。但し、本吸収分割は、効力発生日において、Zホールディングス中間株式会社からZHDに対する、Zホールディングス中間株式会社の保有するLINEの普通株式全ての現物配当の効力が発生することを停止条件として、効力が発生するものとする。なお、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、LINE及びZHDが協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. LINEは、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. ZHDは、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本吸収分割に関してZHDの株主総会の決議による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、ZHDは、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関するZHDの株主総会の決議を求める。

第8条（競業禁止）

LINEは、ZHDが承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、LINE若しくはZHDの財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、LINE及びZHDは、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、LINE 及び ZHD が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、LINE及びZHDがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。但し、電子署名サービスを用いる場合は、これに代えて、本契約締結の証として、本契約の電磁的記録を作成し、当事者双方が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。電子署名サービスを用いる場合においては、本契約の電磁的記録を原本とし、当該電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

2023年8月15日

LINE：

東京都新宿区四谷一丁目6番1号

LINE株式会社

代表取締役 出澤 剛 ⑩

ZHD：

東京都千代田区紀尾井町1番3号

Zホールディングス株式会社

代表取締役社長 出澤 剛 ⑩

別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において ZHD が LINE から承継する権利義務は、本吸収分割の効力発生直前における次に定める LINE の権利義務とする。但し、当該 LINE の権利義務のうち、(i)当該 LINE の権利義務を本吸収分割により ZHD に承継するために、関係官庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合であって、かかる許認可が得られないもの、又は(ii)本吸収分割の効力発生後 LINE による承継対象外株式等（以下に定義する。）の保有及び管理のために必要なものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

LINE が有する一切の資産。但し、LINE が有する以下の各号に定める資産を除く。

- (1) 別添記載の法人その他の団体の株式又は持分（以下「承継対象外株式等」という。）
- (2) LINE が本吸収分割の効力発生後承継対象外株式等の保有及び管理を行うために必要な現預金
- (3) LINE が LINE Games Corporation に対して有する貸付債権

2. 負債

LINE が負担する一切の負債。但し、本吸収分割の効力発生直前時点における未払法人税等に係る負債を除く。

3. 契約（雇用契約を除く。）

LINE が締結している一切の契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、以下に掲げる契約上の地位及びそれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

- (1) 第 1 項但書及び第 2 項但書に定める資産及び負債に関する契約
- (2) LINE の取締役及び監査役との間で締結した契約
- (3) LINE と会計監査人である有限責任監査法人トーマツの間で締結した会計監査に係る契約
- (4) LINE と税務顧問である PwC 税理士法人の間で締結した契約

4. 雇用契約

LINE に在籍する LINE の全ての従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者を含む。）及び本吸収分割の効力発生以降に LINE に在籍することが予定されている採用内定者と LINE との間の労働契約に関する契約上の地位並びにそれらに基づき発生した一切の権利義務。

5. 許認可等

法令上承継可能な本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。

別添

承継対象外株式等

- LINE Plus Corporation
- LINE SOUTHEAST ASIA CORP. PTE. LTD.
- IPX Corporation
- LFG HOLDINGS LIMITED
- LINE Games Corporation
- SNOW Corporation
- NAVER Z Corporation
- LINE Xenesis 株式会社
- LINE NEXT Corporation
- LINE NEXT Holdings 株式会社
- Lantu Games Limited

別紙 2 (吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

(添付のとおり)

1 当社グループの現況

1. 当連結会計年度の事業の概況

① 連結経営成績の概況 (2022年4月～2023年3月)

<トピックス>

売上収益はPayPay(株)の連結子会社化等により、1.67兆円(前年同期比6.7%増)、調整後EBITDA(注1～4)は一時的要因のマイナス影響があったものの、コスト最適化等により、3,326億円(前年同期比0.3%増)となり、ともに過去最高を更新。

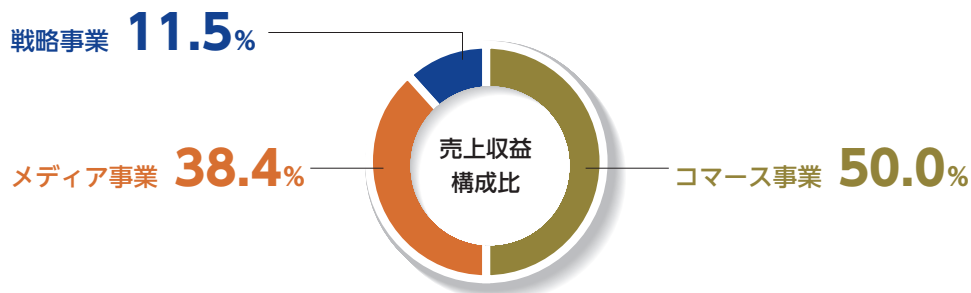
| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減(額) | 増減(率) |
|-----------|-----------|-----------|----------|-------|
| 売上収益 | 1兆5,674億円 | 1兆6,723億円 | 1,049億円増 | 6.7%増 |
| 調整後EBITDA | 3,314億円 | 3,326億円 | 11億円増 | 0.3%増 |

当連結会計年度の売上収益は、2022年10月にPayPay(株)を連結子会社化したことに伴う戦略事業における増収や、コマース事業の増収等により、過去最高となる1兆6,723億円(前年同期比6.7%増)となりました。

調整後EBITDAは、前年度第2四半期のワイジェイFX(株)((現)外貨ex byGMO(株))売却益による反動減、2022年10月のPayPay(株)連結子会社化、広告市況悪化の影響等があったものの、上記増収やコマース事業を中心としたコスト最適化により、過去最高となる3,326億円(前年同期比0.3%増)となりました。

- (注) 1. 調整後EBITDA：営業利益＋減価償却費及び償却費±EBITDA調整項目
 2. 減価償却費及び償却費：減価償却費、使用権資産減価償却費、一部の賃借料
 3. EBITDA調整項目：営業収益・費用のうち、非経常かつ非現金の取引損益(固定資産除却損、減損損失、株式報酬費用、段階取得差損益、その他現金の流出が未確定な取引(一時的な引当金等)等)。また、一部ファンドの保有株式の売却損益
 4. 2022年度第3四半期より調整後EBITDAの定義を変更。減価償却費及び償却費に一部の賃借料を、EBITDA調整項目に一部ファンドの保有株式の売却損益を追加。2022年度第1四半期および第2四半期の当該収益・費用を、2022年度第3四半期に一括で調整

② セグメントの業績概況 (2022年4月～2023年3月)



セグメント別の売上収益・調整後EBITDA

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減 (額) | 増減 (率) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| メディア事業 | | | | |
| 売上収益 | 6,412億円 | 6,420億円 | 7億円 増 | 0.1% 増 |
| 調整後EBITDA | 2,600億円 | 2,620億円 | 20億円 増 | 0.8% 増 |
| コマース事業 | | | | |
| 売上収益 | 8,109億円 | 8,364億円 | 255億円 増 | 3.1% 増 |
| 調整後EBITDA | 1,315億円 | 1,536億円 | 221億円 増 | 16.8% 増 |
| 戦略事業 | | | | |
| 売上収益 | 1,107億円 | 1,920億円 | 812億円 増 | 73.3% 増 |
| 調整後EBITDA | △113億円 | △434億円 | 320億円 減 | — |
| その他 | | | | |
| 売上収益 | 224億円 | 224億円 | 0億円 減 | 0.2% 減 |
| 調整後EBITDA | 54億円 | 0億円 | 54億円 減 | 98.9% 減 |
| 調整額 | | | | |
| 売上収益 | △179億円 | △205億円 | — | — |
| 調整後EBITDA | △541億円 | △396億円 | — | — |
| 合計 | | | | |
| 売上収益 | 1兆5,674億円 | 1兆6,723億円 | 1,049億円 増 | 6.7% 増 |
| 調整後EBITDA | 3,314億円 | 3,326億円 | 11億円 増 | 0.3% 増 |

- (注) 1. 2023年3月期第1四半期より、戦略事業に区分されていたヤフー㈱の金融サービスをメディア事業に移管しています。また、LINE㈱において、調整額に区分されていたサービスを各セグメントに移管しています。これに伴い、過去のデータおよび比較については現在のセグメントに合わせて遡及修正しています。
2. 調整額は、セグメント間取引および報告セグメントに帰属しない全社費用です。

2. 主要な事業内容

〈各セグメントの主なサービス・商品〉

| | | | | |
|--------|---------|------------------------------|---|--|
| メディア事業 | LINE広告 | ディスプレイ広告 | | 「LINE VOOM」、 「LINE NEWS」、 「トークリスト」、 「Talk Head View」、 「Talk Head View Custom」、 その他 |
| | | アカウント広告 | | 「LINE公式アカウント」、 「LINEプロモーションスタンプ」、 「LINEで応募」、 「LINEチラシ」、 その他 |
| | | その他広告 | | 「ライブドアブログ」 (注1)、 「LINEバイト」、 その他 |
| | ヤフー広告 | 検索広告 | | Yahoo!広告「検索広告」 |
| | | ディスプレイ 広告 | 運用型広告 | Yahoo!広告「ディスプレイ広告」 (運用型) 等 |
| | 予約型広告 | | Yahoo!広告「ディスプレイ広告」 (予約型) 等 | |
| その他 | LINE | | 「LINEスタンプ」、 「LINE GAME」、 「LINE占い」、 「LINE LIVE」 (注2)、 「LINE MUSIC」、 「LINEマンガ」、 その他 | |
| | ヤフー | | 「ebookjapan」、 不動産関連、 「Yahoo!ロコ」、 その他 | |
| コマース事業 | 物販EC | ショッピング事業 | | 「Yahoo!ショッピング」、 「PayPayモール」 (注3)、 「ZOZOTOWN」、 「LOHACO」、 「チャーム」、 「LINEショッピング」、 「LINE FRIENDS」、 「LINEギフト」、 「MySmartStore」、 「Yahoo! マート by ASKUL」、 「LIVEBUY」、 海外EC (「LINE SHOPPING(台湾・タイ)」、 「GIFTSHOP」、 「EZ STORE」、 「QUICK EC」、 「MyShop」、 「LINE MAN」 他) |
| | | リユース事業 | | 「ヤフオク!」、 「PayPayフリマ」、 「ZOZOUSER」 |
| | | アスクル単体 BtoB事業 (インターネット経由) | | 「ASKUL」、 「SOLOEL ARENA」 等 |
| | サービスEC | | 「Yahoo!トラベル」、 「一休トラベル」、 「LINEトラベル(台湾)」、 その他 | |
| | その他 | | プレミアム会員、 アスクル BtoB事業(インターネット経由以外)、 バリューコマース、 その他 | |
| 戦略事業 | Fintech | PayPay連結 | | PayPay (注4)、 PayPayカード |
| | | PayPay銀行 | | — |
| | | その他金融 | | PayPayアセットマネジメント、 「PayPayほけん」、 マグネマックス (注5)、 「LINE Pay」、 「LINE証券」、 「LINEスコア」、 「LINEポケットマネー」、 「LINE BITMAX」、 「LINE NFT」、 その他 |
| | その他 | | AI、 「LINE Search」、 「LINEヘルスケア」 (注6)、 その他 | |

(注) 1. livedoor事業は、2022年12月28日付で㈱ミンカブ・ジ・インフォノイドへ譲渡しました。

2. 「LINE LIVE」は、2023年3月31日付でサービスを終了しました。

3. 「Yahoo!ショッピング」と「PayPayモール」は2022年10月に統合し、新生「Yahoo!ショッピング」としてリニューアルしました。

4. 2022年10月1日付でPayPay(株)を連結子会社化しました。

5. 2022年度第4四半期に、㈱Magne-Max Capital Managementの全株式を売却しました。

6. 「LINEヘルスケア」は、2023年2月2日付でサービスを終了しました。

メディア事業

売上収益 **6,420**億円
前期比 **0.1%** 増

調整後EBITDA **2,620**億円
前期比 **0.8%** 増

メディア事業の売上収益は、6,420億円(前年同期比0.1%増)、調整後EBITDAは2,620億円(前年同期比0.8%増)となりました。なおメディア事業の売上収益が全売上収益に占める割合は38.4%となりました。

LINE(株)では、「LINE公式アカウント」における大手顧客の配信メッセージ数増加や、中小加盟店の有償アカウント数増加により、アカウント広告の売上収益が前年同期比で18.3%増加しました。ディスプレイ広告は、市況悪化の影響に加えて、「LINE VOOM」のリニューアル影響等により、前年同期比で減収となりました。

また、ヤフー(株)では、検索広告が引き続き堅調に推移したものの、(株)イーブックイニシアティブジャパンの非連結化による影響や、ディスプレイ広告における市況悪化の影響および予約型での出稿減等により、売上収益が前年同期比で減収となりました。

コマース事業

売上収益 **8,364**億円
前期比 **3.1%** 増

調整後EBITDA **1,536**億円
前期比 **16.8%** 増

コマース事業の売上収益は、アスクルグループやZOZOグループにおける増収や、経済活動の再開に伴い、トラベル事業が好調に推移したこと等により、前年同期比で増加しました。

eコマース取扱高(注)は、トラベル事業を中心とした国内サービス系ECの成長に加えて、リユース事業も安定的に成長したことにより、4兆1,143億円(前年同期比7.4%増)となり、うち国内物販系取扱高は、2兆9,880億円(前年同期比1.2%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコマース事業の売上収益は、8,364億円(前年同期比3.1%増)となりました。また、調整後EBITDAは、上記増収に加えて、成長と収益性をバランスさせる方針に転換し事業のコスト最適化を進め、収益性が大幅に改善した結果、1,536億円(前年同期比16.8%増)となりました。なおコマース事業の売上収益が全売上収益に占める割合は50.0%となりました。

(注) eコマース取扱高は、前記「各セグメントの主なサービス・商品」に掲載している「物販EC」、「サービスEC」およびメディア事業の「その他」の有料デジタルコンテンツ等における取扱高の合算値です。

戦略事業

売上収益 **1,920**億円
前期比 **73.3%** 増

調整後EBITDA **△434**億円
前期比 **—**

戦略事業の売上収益は、2022年10月のPayPay(株)連結子会社化に伴い、前年同期比で大きく増加しました。

PayPay取扱高は急速に成長しており、PayPayカード(株)の取扱高を含む連結取扱高は、前年同期比で3割を超えて増加(注)し、PayPayのサービス開始から僅か4年6カ月で10兆円を超えました。また、PayPay銀行の貸出金残高は6,244億円(前年同期比49.8%増)と着実に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における戦略事業の売上収益は1,920億円(前年同期比73.3%増)となりました。なお戦略事業の売上収益が全売上収益に占める割合は11.5%となりました。

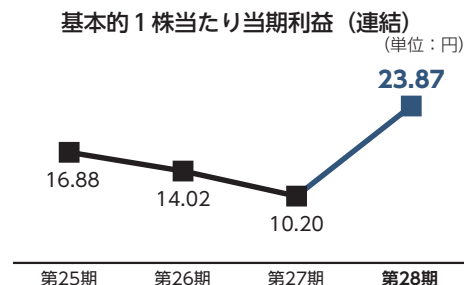
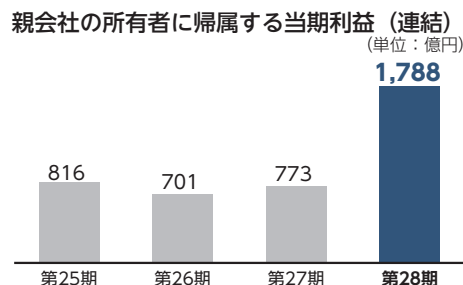
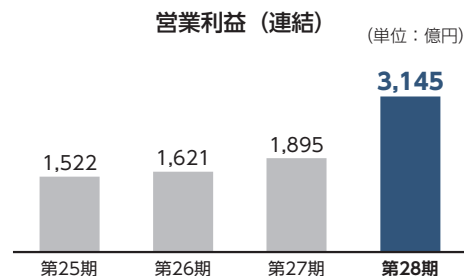
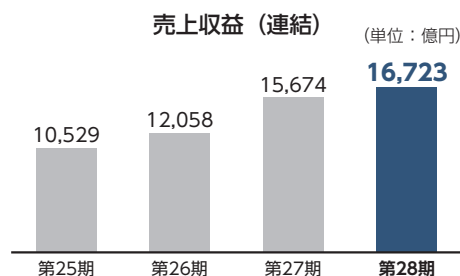
(注) PayPayカード(株)の取扱高を含む連結取扱高の増減率

3. 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況の推移

| | 第25期 2020年3月期 | 第26期 2021年3月期 | 第27期 2022年3月期 | 第28期 (当連結会計年度) 2023年3月期 |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上収益 (百万円) | 1,052,943 | 1,205,846 | 1,567,421 | 1,672,377 |
| 営業利益 (百万円) | 152,276 | 162,125 | 189,503 | 314,533 |
| 親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円) | 81,675 | 70,145 | 77,316 | 178,868 |
| 基本的1株当たり当期利益 (円) | 16.88 | 14.02 | 10.20 | 23.87 |
| 資産合計 (百万円) | 3,933,910 | 6,691,328 | 7,110,386 | 8,588,722 |
| 資本合計 (百万円) | 1,047,823 | 2,989,597 | 2,982,197 | 3,317,900 |

- (注) 1. 当社の連結計算書類は国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しています。
 2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しています。
 3. 2022年3月期第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったことに伴い、2021年3月期の諸数値を遡及修正しています。



4. 資金調達状況

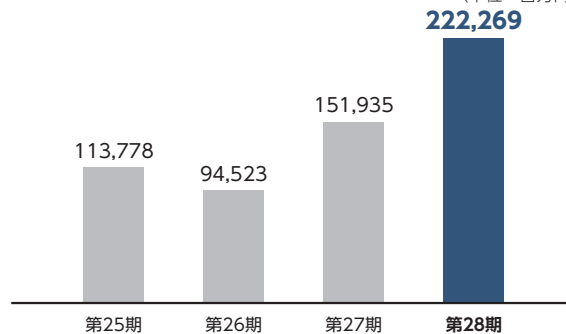
当連結会計年度において有利子負債が247,295百万円増加しました。これは、主に借入金が239,595百万円、リース負債が60,172百万円増加したことによるものです。

5. 設備投資状況

当連結会計年度における設備投資の総額は222,269百万円であり、主なものはサーバーおよびネットワーク関連機器の購入、物流センターの拡充、ソフトウェアの取得に伴うものです。

設備投資額の推移（連結）

（単位：百万円）



6. 経営方針

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、情報技術の力で全ての人に無限の可能性を提供する「UPDATE THE WORLD」をミッションに掲げ、『人類は、「自由自在」になれる』というビジョンの実現を目指しています。

情報技術の発展により、人々はインターネットを介してあらゆる知識・情報の取得と、世界中に向けた情報発信が可能になりました。今後も人々は情報技術の活用によってさまざまな制約から解放されるとともに、新たな未来を創っていくと当社グループは考えます。

当社グループは、常にユーザーファーストの姿勢を貫き、サービスの向上に努め、人々や社会の課題解決に貢献することで、持続的成長および企業価値向上を目指します。

② 目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社の売上収益および調整後EBITDA（注）を重視しています。これらの指標を設定した理由は以下のとおりです。

売上収益：全ての収益の源泉となるものであり、成長性および収益性、事業規模を表す指標として採用しました。

調整後EBITDA：減価償却費及び償却費に加え、減損損失や企業結合に伴う再測定損益などの非経常かつ非現金の取引損益を除外することにより、経常的な収益性を把握できる指標として採用しました。

財務以外の主要指標として、ヤフー(株)は月間ログインユーザーID数やログインユーザー利用時間等、LINE(株)は月間アクティブユーザー数（MAU）、デイリーアクティブユーザー数（DAU）/月間アクティブユーザー数（MAU）率等をそれぞれ重視しています。そのほか、事業別の主要指標は以下のとおりです。

メディア事業：広告関連売上収益、「LINE公式アカウント」アカウント数等

コマース事業：eコマース取扱高等

戦略事業：PayPay(株)の「PayPay」取扱高、「PayPay」決済回数、PayPayカード(株)の「PayPayカード」クレジットカード取扱高、PayPay銀行(株)の銀行口座数等

(注) 調整後EBITDAは、IFRSにおいて定義された財務指標ではありませんが、当社グループの業績に対する理解を高め、現在の業績を評価する上での重要な指標として用いることを目的として当該指標を採用しています。そのため、他社において当社グループとは異なる計算方法または異なる目的で用いられる可能性があります。

③ 中長期的な会社の経営戦略

1) 経営環境

近年、情報技術が発達し社会のあらゆる領域でオンラインとオフラインの境目は急速に失われています。インターネットの可能性が飛躍的に広がる中で、期せずして生じた新型コロナウイルス感染症拡大により、かつてない大きな変革期を迎えています。オンラインとオフラインの融合により、ビッグデータの価値が加速度的に高まっています。日本政府が提唱する「Society5.0」にあるとおり、データを用いて経済発展と社会課題の解決を両立するサービスや事業を創り出す企業が求められています。

さらに世界中でキャッシュレスやIoT、ビッグデータ等、インターネットを介し、革新的で高い利便性を持つサービスが次々と生み出され、生活の新しいスタンダードになりつつあります。加えて、海外のIT企業が日本に進出し、その存在感は年々高まっています。他方、国内でもベンチャー企業が次々と現れており、激しい競争が続くインターネット市場では今後もめまぐるしい環境変化が予想されます。

当社グループの展開する事業はメディア事業、コマース事業、並びに戦略事業に大別されます。

メディア事業では、多様なメディアサービスを提供し、企業などの広告を掲載することで収益を上げています。(株)電通の発表によると、2022年の日本の総広告費は通年で前年比4.4%増の7兆1,021億円で、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、ウクライナ情勢、物価高騰など国内外のさまざまな影響を受けつつも、1947年に同社が推定を開始して以降、過去最高となりました。中でもインターネット広告費は前年比14.3%増の3兆912億円で、社会のデ

デジタル化を背景に継続して高い増加率を保っており、日本の総広告費全体の成長をけん引しています。また、インターネット広告費の約8割を占めるインターネット広告媒体費は、検索連動型広告やビデオ（動画）広告の成長により、前年比15.0%増の2兆4,801億円となりました。インターネット広告媒体費は、検索連動型広告とディスプレイ広告の2種が全体の約7割を占め、ビデオ（動画）広告は前年比15.4%増で全体の2割強を占めています。

コマース事業では、eコマースを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2021年のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は前年比7.35%増の約20.7兆円、物販系分野におけるEC化率は8.78%となりました。日本のEC化率は年々右肩上がりに上昇しており、特に2020年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり消費の影響で大幅な上昇が見られました。2021年は消費者の間で徐々に外出機会が回復したにもかかわらず、eコマースの市場規模は引き続き増加しています。これは、消費者の間でECの利用が定着しつつあることの証左と考えられ、日本のEC化率は今後もさらに上昇することが予想されます。

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2022年の日本のキャッシュレス決済比率は前年比3.5ポイント増の36.0%と着実に上昇している一方で、諸外国との比較では依然として低水準にとどまっています。経済産業省はキャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度、将来的には世界最高水準の80%まで上昇させることを目標としているため、日本のキャッシュレス決済市場は今後も拡大が予想されます。

2) 経営戦略

当社グループは、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供する、世界的にもユニークな企業グループです。当社グループの提供する多様なサービスから得られる豊富なデータは、当社グループならではのサービスを創り出すための重要な競争優位性となります。各サービスから得られるデータを横断的に活用することで、利用者一人ひとりに最適化されたサービスを提供し、さらに質の高い利用者体験の提供を目指します。また、豊富なデータ量と多様性あふれるデータ資産を持ち合わせた国内最大級のデータ所有者として、その能力を最大限に引き出し、社会全体の価値を向上させる企業を目指します。

3) 主要セグメントの基本方針

●メディア事業

メディア事業では、日常に欠かせない多様なメディアサービスを提供することで多くの利用者を集め、広告により収益を上げています。ユーザーファーストの理念に基づき、必要とされるサービスを適切なタイミングで提供することに日々努めています。メディアとしての信頼性を高めることが、結果として中長期的なユーザー数の拡大、広告売上収益の拡大につながると考えています。

また当社は、NAVER CorporationのAI技術やLINE(株)のアセットを活用しながら、認知から興味・関心といった「新規顧客獲得のためのファネル」に加えて、購入からCRMの「優良顧客化のためのファネル」まで一気通貫で支援する、新たなマーケティングソリューションを実現していきます。さらに、蓄積されたデータを「PayPay」、LINE公式アカウント」等と組み合わせて活用し、コンバージョンにコミットするソリューションを提供していきます。その結果、一人ひとりに最適な提案をする「1:1」のマーケティングを実現し、利用頻度の増加を目指します。

加えて、オフラインへの進出を新たなチャンスと捉え、オフライン上の利用者の生活も便利にする取り組みを進めています。「PayPay」によるオフライン決済のデータを活用することで、認知から購買までを一気通貫で可視化することにより、販促市場でのシェア拡大に取り組んでいます。

●コマース事業

コマース事業では、eコマース関連サービスや会員向けサービス等を提供しています。国内最大級のユーザー基盤を持つ、「LINE」、「ヤフー」、「PayPay」の3つの起点をつなげ、グループサービス間のクロスユースを促進し、グループ経済圏を拡大することで、収益の持続的な成長を目指します。クロスユースの促進に向けて、サービスごとに異なるロイヤルティプログラムの統一を進めているほか、「Yahoo!ショッピング」と「LINE公式アカウント」のクロスセルも推進しています。「LINE」、「PayPay」ユーザーを対象としたロイヤルティプログラムを拡充することで、

「PayPayカード」や「PayPay」などの会員数および取扱高増加につなげるとともに、eコマース取扱高の拡大を図っています。

また、中長期的な取り組みとして、「LINE」のコミュニケーション機能を活用した「ソーシャルコマース」および最短15分で商品を受け取ることができる「クイックコマース」を展開していきます。

● 戦略事業

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。国内のQRコード決済市場において6割以上のシェアを占めるキャッシュレス決済サービス「PayPay」を起点に、クレジットカード、銀行、証券、保険などのさまざまな金融サービスの拡大を図ります。

また、NFT (Non-Fungible Token、非代替性トークン) やAI、ヘルスケアなど、今後さらなる市場拡大が期待される領域において、新規プロダクト・サービス開発を積極的に行います。これらの新規事業への投資実施にあたっては、事業環境・市況などを勘案し、投資の内容・規模などを柔軟に意思決定するとともに、サービス開始から3～5年をめどに継続・撤退を判断します。

④ 対処すべき課題

当社グループは、③.2) の経営戦略を実行するにあたり、最優先課題として個人情報の保護を筆頭にしたセキュリティの強化に取り組んでいます。横断的なマルチビッグデータの利活用を進める上で、最も大切な基本姿勢は利用者の方のプライバシーを尊重することです。当社グループは、プライバシーポリシーを策定し、日本国の法令に基づいたサービス運用を行っています。

なお、当社は、当社の子会社であるLINE(株)の日本国内ユーザーの日本国外での個人情報の取扱い等に関して、2021年3月に、当社グループにおけるデータの取扱いをセキュリティ観点およびガバナンス観点から外部有識者にて検証・評価する特別委員会「グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会」を設置しました。同委員会は、同年10月に「グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会最終報告書」を取りまとめております。当社は、同報告書で示された提言を受け、当社グループ全体でのデータガバナンス改善に向けた取り組みを実施し、その取り組みの状況について外部の弁護士事務所に検証を依頼し、2022年12月にフォローアップレポートを取りまとめております。当社は、引き続き当社グループ全体でのデータガバナンス改善に向けた取り組みを推進してまいります。デジタルプラットフォーム事業者の社会的責務を果たすため、当社は今後もお客さまや有識者および監督官庁等のご意見・ご指摘と真摯に向き合い、透明性を高め安心してご利用いただける環境作りのため、継続的な改善を行ってまいります。

加えて、当社グループは突発的な事故や自然災害等に対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底に努めています。現代社会において、インターネットは生活やビジネスに欠かせないインフラであり、その中で当社グループの担う公共的な責任も年々増していると考えためです。

また当社グループは、コーポレートガバナンスを中長期的な企業価値の拡大に必要な不可欠な機能と位置付けています。少数株主を含む全株主の利益に適う経営が実現できるよう、ガバナンス体制の強化に努めています。加えて、企業の社会的責任を果たすための取り組みや、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築および運用についても、一層の強化を図ります。

企業の価値創造の源泉である人材のパフォーマンス最大化も、重要な課題のひとつです。そのため当社グループは、仕事に対する社員の意識や仕事の質のスタンダードを向上させていく仕組み・制度の整備を進めています。当社グループでは、働く人の心身のコンディションを最高の状態にすることが最大のパフォーマンスにつながり、働く人自身とその家族の幸せにつながると考えており、2018年6月に当社代表取締役社長（現 代表取締役会長）の川邊健太郎が健康宣言を行っております。これらの取り組みの結果、当社および子会社のヤフー(株)は2023年3月に経済産業省および日本健康会議による「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）」、通称「ホワイト500」に認定されました。特にヤフー(株)は、2017年より7年連続で同認定を受けています。今後も、全ての社員が心身ともに最高の状態で仕事に向き合えるような環境整備に、継続して取り組んでまいります。

7. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

(2023年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 当社に対する 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|---------|-----------------|--|
| | 百万円 | % | |
| ソフトバンクグループ(株) | 238,772 | 64.5 (64.5) | 持株会社 |
| ソフトバンクグループジャパン(株) | 188,798 | 64.5 (64.5) | 持株会社 |
| ソフトバンク(株) | 204,309 | 64.5 (64.5) | 移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供 |
| Aホールディングス(株) | 100 | 64.5 (-) | 持株会社 |

- (注) 1. 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率および間接所有する議決権の比率の合計となっており、() 内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しています。
2. Aホールディングス(株)はソフトバンク(株)の子会社であることから、当社に与える影響が最も大きい親会社等はソフトバンク(株)となります。

② 重要な財務および事業の方針に関する契約

当社はAホールディングス(株)との間で、定款変更（軽微変更を除く）、当社グループ以外の第三者に対する重要な財産の譲渡等、Aホールディングス(株)の議決権割合が完全希釈化後ベースで50%以下となる議決権割合に影響が生じる新株・新株予約権・新株予約権付社債の発行等についてはAホールディングス(株)の事前承諾を要する契約を締結しております。

また、当社はAホールディングス(株)との間で、同契約において、当社の取締役については10名とし、このうち、監査等委員である独立社外取締役4名を除く社内取締役6名については、事前に当社および監査等委員である独立社外取締役4名および社内取締役2名により構成される当社の指名報酬委員会と協議を行うことを条件として、Aホールディングス(株)が指名し、その場合には当社は当該指名に従って当該取締役を選任すべく合理的な範囲で最大限協力するものと定めております。また、同契約において、Aホールディングス(株)は、当社の監査等委員である独立社外取締役の選任議案に対する議決権の行使に当たっては、当社の指名報酬委員会の答申を尊重するものと定めております。さらに、当社とAホールディングス(株)は、同契約において、当社の取締役の員数および当該員数に占める独立社外取締役の割合については、今後の上場会社のガバナンスに関する議論の状況等を踏まえて、必要に応じて協議・検討を行うこととしております。

③ 重要な子会社の状況

(2023年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 当社の 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------------|------------|-----------------------|--|
| ヤフー(株) | 百万円 300 | % 100.0 (100.0) | イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業 |
| LINE(株) | 34,201 | 100.0 (100.0) | モバイルメッセージング・アプリケーション「LINE」を基盤とした広告サービス、スタンプ販売およびゲームサービス等を含むコア事業並びにFintech、AI及びコマースサービスを含む戦略事業の展開 |
| (株)ZOZO | 1,359 | 51.0 (51.0) | ファッション通販サイト「ZOZOTOWN」の企画・運営、カスタマーサポート、物流倉庫「ZOZOBASE」の運用 |
| アスクル(株) | 21,189 | 45.0 | オフィス関連商品の販売事業、その他の配送事業 |
| バリューコマース(株) | 1,728 | 51.9 (51.9) | 広告事業（アフィリエイトマーケティング、ストアマッチ、アドネットワーク）、CRM事業（マーケティングオートメーション） |
| PayPay(株) | 116,451 | 63.9 (57.9) | モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供 |
| PayPayカード(株) | 100 | 100.0 (100.0) | クレジット、カードローン |
| (株)一休 | 400 | 100.0 (100.0) | 高級ホテルや旅館、厳選レストラン等のインターネット予約サイト運営事業 |
| PayPay銀行(株) | 72,216 | 46.6 (46.6) | 銀行業 |
| Zフィナンシャル(株) | 36,216 | 100.0 | グループ会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務 |
| LINE Plus Corporation | 2,466 | 100.0 (100.0) | 海外マーケティングおよびLINE関連の各種海外サービスの開発 |
| LINE Financial(株) | 100 | 100.0 (100.0) | 金融関連サービスの提供 |
| LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD. | 25,489 | 100.0 (100.0) | 持株会社 |
| LINE Financial Taiwan Limited | 34,973 | 100.0 (100.0) | 持株会社 |
| Zホールディングス中間(株) | 1 | 100.0 | 持株会社 |

- (注) 1. 議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合を内数で記載しています。
2. 国際会計基準（IFRS）における当社の連結子会社は上記を含む129社です。
3. 当社グループは、2022年10月1日付で、当社子会社の株式交付および同社の過半数の取締役指名権の保有によりPayPay(株)を子会社化しました。
4. LINE Financial Taiwan Limitedは、重要性が増したことにより、当事業年度より重要な子会社としております。

④ 特定完全子会社に関する事項

- ア) 特定完全子会社の名称及び住所
Zホールディングス中間株
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- イ) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
Zホールディングス中間株
2,697,085百万円
- ウ) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計
3,500,861百万円

8. 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

(2023年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 |
|----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |

② 子会社の主要な事業所

(2023年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 |
|-----------------------------------|----------------------|
| ヤフー(株) | 東京都千代田区 |
| LINE(株) | 東京都新宿区 |
| (株)ZOZO | 千葉県千葉市稲毛区 |
| アスクル(株) | 東京都江東区 |
| バリューコマース(株) | 東京都千代田区 |
| PayPay(株) | 東京都港区 |
| PayPayカード(株) | 東京都千代田区 |
| (株)一休 | 東京都千代田区 |
| PayPay銀行(株) | 東京都新宿区 |
| Zフィナンシャル(株) | 東京都千代田区 |
| LINE Plus Corporation | 大韓民国京畿道城南市 |
| LINE Financial(株) | 東京都品川区 |
| LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD. | シンガポール共和国 シンガポール市 |
| LINE Financial Taiwan Limited | 中華民国(台湾) 台北市 |
| Zホールディングス中間(株) | 東京都千代田区 |

9. 従業員の状況

企業集団の従業員数

(2023年3月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---------|---------|
| 28,385名 | 4,680名増 |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んだものです。
2. 上記従業員の他に、臨時従業員12,780名(期中平均人員)を雇用しています。
3. 前期末比増減は、2022年10月1日付のPayPay(株)の子会社化に伴う増加が主な要因になります。

10. 主要な借入先および借入額

(2023年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|---------|
| | 百万円 |
| (株)三井住友銀行 | 199,329 |
| (株)みずほ銀行 | 179,270 |
| 三菱UFJ信託銀行(株) | 90,400 |
| 三井住友信託銀行(株) | 64,231 |
| (株)三菱UFJ銀行 | 57,755 |

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

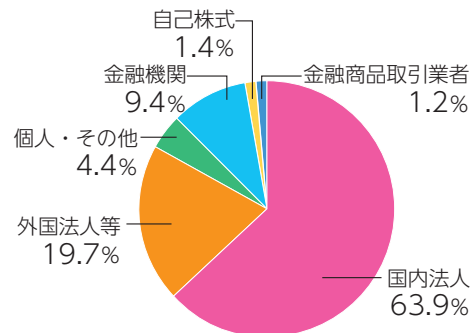
1. 発行可能株式総数 24,160,000,000株

2. 発行済株式の総数 7,633,501,686株

(自己株式103,047,215株を含む)

- (注) 1.2022年8月18日付で株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴う有償第三者割当募集株式を発行したことにより、当事業年度中に26,358,100株増加しました。
- 2.2022年8月18日付で役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託導入に伴う有償第三者割当募集株式を発行したことにより、当事業年度中に7,531,200株増加しました。
- 3.2022年9月30日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより、当事業年度中に1,941,350株増加しました。
- 4.ストックオプション (新株予約権) の権利行使により、当事業年度中に1,509,475株増加しました。
- 5.当事業年度中の自己株式の増減は以下のとおりです。
- ・譲渡制限付株式報酬の無償取得により14,400株増加
 - ・単元未満株式の買取請求により115株増加

所有者別株式分布状況



3. 株主数 292,846名

(前事業年度末比 69,068名増)

4. 大株主

| 株主名 | 持株数 株 | 持株比率 % |
|--|---------------|-----------|
| Aホールディングス(株) | 4,853,802,475 | 64.5 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 453,419,600 | 6.0 |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口) | 168,118,300 | 2.2 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325 | 158,333,428 | 2.1 |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB | 60,037,640 | 0.8 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385635 | 57,670,251 | 0.8 |
| J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT | 56,538,800 | 0.8 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 54,489,763 | 0.7 |
| HSBC BANK PLC A/C CLIENTS 3 | 52,110,600 | 0.7 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 50,694,600 | 0.7 |

- (注) 1. 当社は自己株式103,047,215株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式103,047,215株を控除して計算しています。なお、自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP)、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式33,773,403株は含まれません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| 区分 | 株式数 | 発行総額 | 交付対象者 |
|----------------------------|----------------|--------------------|----------|
| | 株 | 円 | 名 |
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 480,000 （－） | 232,368,000 （－） | 3 （－） |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | － （－） | － （－） | － （－） |
| 合計 （うち社外取締役） | 480,000 （－） | 232,368,000 （－） | 3 （－） |

- (注) 1. 上記株式報酬は、すべて譲渡制限付株式報酬です。
2. 付与対象取締役が譲渡制限期間（2022年9月30日から2025年10月1日まで）中継続して、当社グループにおいて、取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことをもって、譲渡制限期間満了時に本株式の全部について、譲渡制限を解除します。
3. 付与対象取締役が、譲渡制限期間中に自己都合により退任等した場合など、一定の事由に該当した場合には、当該事由に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得します。なお、加えて、当社は、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合には、当社が付与対象取締役に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知が到達した時点をもって、取締役毎の責任に応じ、本株式の全部または一部を当然に無償で取得します。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

| 地位および担当 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|--|---------------------------|---|
| 代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者) | かわ べ けん た ろう 川 邊 健 太 郎 | ヤフー(株) 取締役 ソフトバンクグループ(株) 取締役 ソフトバンク(株) 取締役 (株)ZOZO 取締役 |
| 代表取締役 Co-CEO (共同最高経営責任者) Marketing & Sales CPO | いで ざわ たけし 出 澤 剛 | LINE(株) 代表取締役社長CEO |
| 取締役 G C P O (Group Chief Product Officer) | しん じ ゅ ん ほ 慎 ジ ユ ン ホ | LINE(株) 代表取締役CWO LINE Plus Corporation 取締役CWO |
| 取締役 専務執行役員 E-Commerce CPO | お ざわ たか お生 小 澤 隆 生 | ヤフー(株) 代表取締役社長 社長執行役員CEO (最高経営責任者) アスクル(株) 社外取締役 PayPay(株) 取締役 (株)一休 取締役会長 (株)ZOZO 取締役 (株)出前館 社外取締役 |
| 取締役 専務執行役員 Entertainment CPO | ます だ じゅん 舩 田 淳 | LINE(株) 取締役CSMO (株)出前館 社外取締役 Z Entertainment(株) 代表取締役社長CPO (最高プロダクト責任者) LINE MUSIC(株) 代表取締役CEO LINEヘルスケア(株) 代表取締役 |
| 取締役 専務執行役員 GCSO (Group Chief Synergy Officer) | おけ たに たく 桶 谷 拓 | PayPay(株) 取締役 ヤフー(株) 取締役 専務執行役員CEO事業推進室長 ソフトバンク(株) CEO室顧問 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | うす み よし お生 臼 見 好 生 | — |
| 取締役 (監査等委員) | はす み ま い こ 蓮 見 麻 衣 子 | (有)エバーリッチアセットマネジメント (株)サイバー・バズ 社外取締役 ニューラルポケット(株) 社外取締役 |
| 取締役 (監査等委員) | くに ひろ ただし 國 廣 正 | 国広総合法律事務所 弁護士 東京海上日動火災保険(株) 社外取締役 オムロン(株) 社外監査役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 社外監査役 |
| 取締役 (監査等委員) | ほと やま れ ひと 鳩 山 玲 人 | (株)鳩山総合研究所 代表取締役 ピジョン(株) 社外取締役 トランス・コスモス(株) 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏、國廣正氏および鳩山玲人氏は社外取締役です。
2. 当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準をもって社外取締役の独立性判断基準としており、社外取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏、國廣正氏および鳩山玲人氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
3. 社外取締役の蓮見麻衣子氏、國廣正氏および鳩山玲人氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、臼見好生氏を常勤監査等委員に選定しています。
5. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれが高い額としています。
6. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しています。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。当該契約においては、悪意または重大な過失があったことによる損害に係る賠償金を補償の例外とするなど、一定の免責事由を定めています。
7. 事業年度末日後の2023年4月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更となりました。

| 氏名 | 2023年4月1日付の地位および担当 |
|---------|--|
| 川 邊 健太郎 | 代表取締役会長 |
| 出 澤 剛 | 代表取締役社長 CEO Marketing & Sales CPO |
| 慎 ジュンホ | 代表取締役 GCPO (Group Chief Product Officer) |
| 小 澤 隆 生 | 取締役 専務執行役員CGSO (Chief Group Synergy Officer) E-Commerce CPO |
| 桶 谷 拓 | 取締役 専務執行役員CSO (Chief Strategy Officer) |

2. 取締役の報酬等

① 取締役の報酬決定方針の概要

当社は、2022年5月17日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（報酬ポリシー）を策定し、本方針に基づいた考え方や手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しています。なお、2023年3月31日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として2023年4月1日の経営体制の変更や社内規程の改定を踏まえ、本方針の一部を改定しています。

報酬ポリシー（2023年3月31日時点）

1. 基本理念

取締役の報酬（以下「役員報酬」という。）を当社の経営理念及び経営戦略の実現に向けた原動力となる内容とすべく、以下を基本理念とする。

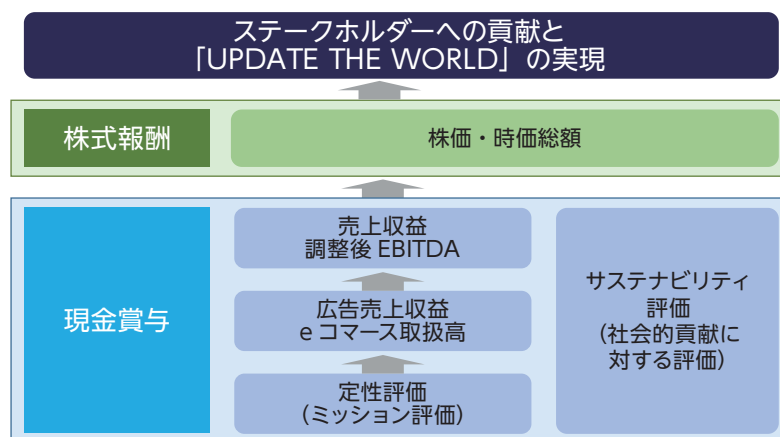
- ① 「UPDATE THE WORLD」の実現に向け、経営陣のリーダーシップの発揮を促すものであること
- ② 当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ③ 独立性の高い強靱な報酬ガバナンスを確立することで、当社のステークホルダーに説明責任を果たすことができる内容であること

2. 報酬水準

- 役員報酬の水準は、各取締役が担うミッションの重要度や難易度を勘案し、役員報酬の基本理念及び当社のグループ経営における各取締役の役割と責任に基づき設定する。
- 報酬水準の検討に際しては、当社の経営環境や外部調査機関のデータベースによる日本を代表するグローバル企業をピアグループとした調査・分析を行ったうえで、指名報酬委員会においてその妥当性を検証のうえ設定する。
- 外部環境の変化や取締役の役割・責任の変更等に応じて、適宜、報酬水準の見直しを行うものとする。

3. 報酬構成

- ① 各報酬項目・構成の戦略的設計イメージ
各報酬項目の戦略的設計・位置づけは、以下のとおり。



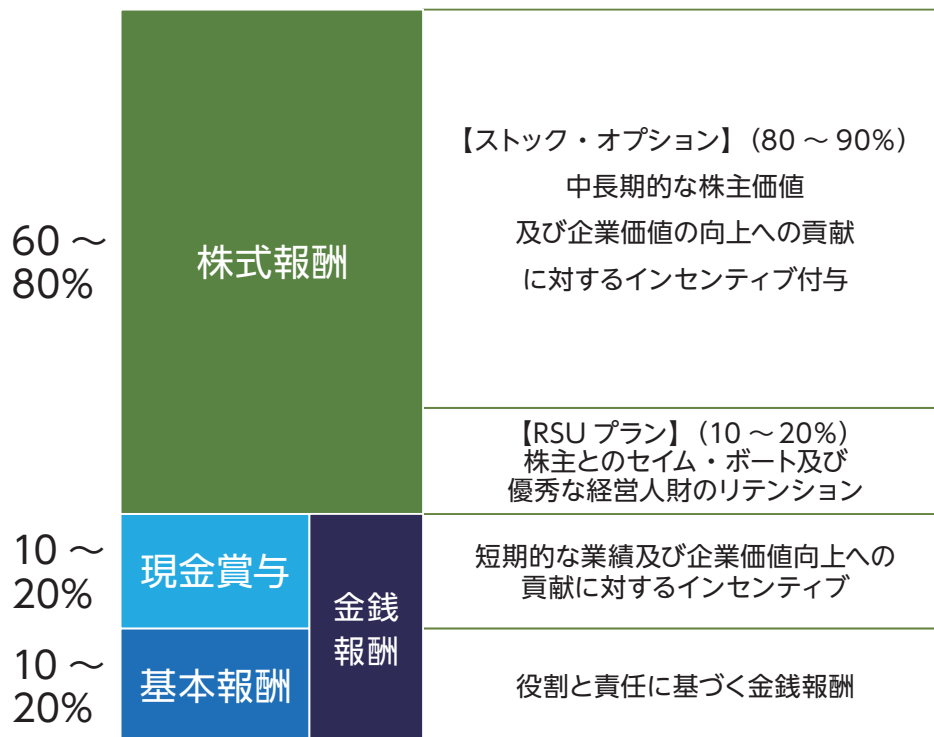
② 報酬項目の概要

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成】

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成は、当社の持続的な成長の実現に向けて、中長期的な視野で大胆なリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すためのインセンティブとして機能するよう、中長期インセンティブとしての株式報酬に比重を置くことをコンセプトとする。

| 【金銭報酬】 | | 目的・位置づけ | 決定基準 | | | 支給額 | 支給時期 |
|-------------------------------|------|-------------------------------|-------------------------|-----------|-----|--------|------|
| 10～20% | 基本報酬 | 月額報酬 | 各取締役の役割と責任に応じて金額決定 | | | 一定 | 毎月 |
| 10～20% | 現金賞与 | 短期的な業績及び企業価値向上への貢献に対するインセンティブ | ①連結業績の達成度評価 | 売上収益 | 40% | 0～200% | 7月 |
| | | | | 調整後EBITDA | 40% | | |
| | | | | 広告売上収益 | 10% | | |
| | | | | eコマース取扱高 | 10% | | |
| | | | ②サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等） | | ±5% | | |
| ③定性評価（各取締役の戦略・PMI等のミッション達成度等） | | ±10% | | | | | |

| 【株式報酬】 | | 目的・位置づけ | 概要 | 割合 |
|--------|-------------------|-------------------------------------|---|--------|
| 60～80% | ストック・オプション | 中長期的な株主価値及び企業価値の向上への貢献に対するインセンティブ付与 | <ul style="list-style-type: none"> ・株価が上昇した場合にのみ利益を得られるストック・オプションとしての新株予約権として付与 ・取締役会が定める一定期間（原則3年間）が経過した後に、権利行使が可能 | 80～90% |
| | RSUプラン（役員報酬BIP信託） | 株主とのセイム・ポート及び優秀な経営人財のリテンション | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年間）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年間を対象として、継続保有期間を設ける ・取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示 | 10～20% |



※報酬構成は、毎年の指名報酬委員会において、外部環境や中長期的な戦略に応じて見直すものとする。

※上記にかかわらず、日本以外の現地採用取締役を招聘する場合等には、職務内容や採用国のマーケット水準等を勘案し、個別に報酬水準・報酬構成を設定する場合がある。

※当該事業年度における会社業績及び業績目標の達成度合いに加えて、将来に向けた企業価値向上への貢献等を総合的に評価し、指名報酬委員会が特別賞与を決定し、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する場合がある。

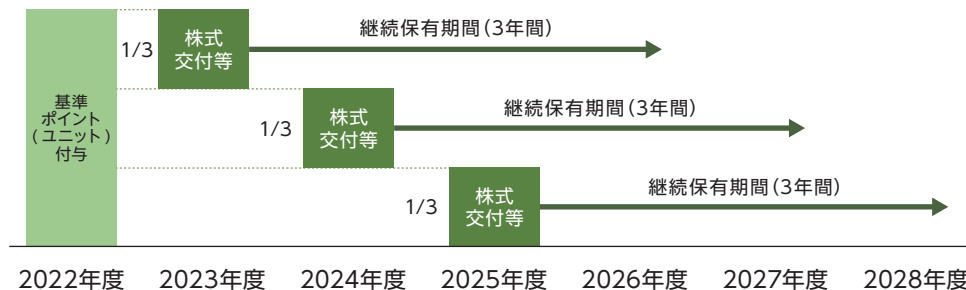
※譲渡制限付株式報酬については、暫定的に経過措置として2022年3月期までの報酬決定方針に基づき、支給する場合がある。なお、2023年3月期をもって、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止し、2023年4月1日に開始する事業年度(2024年3月期)以降は、新規での譲渡制限付株式の割当ては行わないこととする。

【監査等委員である取締役の報酬構成】

| 【金銭報酬】 | | 目的・位置づけ | 決定基準 | 支給額 | 支給時期 |
|--------|------|---------|--------------------|-----|------|
| 75～90% | 基本報酬 | 月額報酬 | 各取締役の役割と責任に応じて金額決定 | 一定 | 毎月 |

| 【株式報酬】 | | 目的・位置づけ | 概要 |
|--------|-----------------------|---|---|
| 10～25% | RSUプラン (役員報酬BIP信託) | 客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能の確保及び株主との利害共有意識（セイム・ポート）の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年間）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年間で対象として、継続保有期間を設ける ・取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示 |

(RSUプランを通じて取締役に交付等が行われる当社株式と継続保有期間)



③ 株式保有ガイドライン

| 【株式保有ガイドライン】 | | 目的：取締役の自社株保有促進 | |
|------------------------------|---------------|----------------|--|
| 対象 | 保有株式数 | 期限 | |
| Co-CEO (注) | 基本報酬（年額）の2倍以上 | 取締役就任後5年以内 | |
| その他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) | 基本報酬（年額）の1倍以上 | | |

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO」を「代表取締役」に改訂。

4. 報酬ガバナンス

【指名報酬委員会】

- 役員報酬の決定にかかるプロセスの独立性・透明性・客観性を高めるために、取締役会の諮問機関として設置。
- 常勤の監査等委員である独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役全員とCo-CEO^(注)で構成。

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO」を「社内取締役2名」に改訂。

【決定プロセス】

- 取締役の報酬水準、報酬構成、基本報酬額や現金賞与にかかる評価指標・算定方法及び支給額、特別賞与の支給額等は指名報酬委員会にて決定。
- 株式報酬にかかる付与内容については、指名報酬委員会 で定めた内容に基づき、取締役会の決議により決定。
- 取締役の個人別報酬支給額の算定に必要な一定事項（現金賞与におけるサステナビリティ評価・定性評価の決定等）については、当社の経営状況や取締役の業務執行状況を最も熟知しているCo-CEO^(注)の評価案に基づき、指名報酬委員会が最終評価を行う。

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO」を「代表取締役社長」に改訂。

【付随事項】

- 役員報酬は、株主総会において決議された報酬等の上限の範囲内で支給するものとする。
- 当社を取り巻く外部環境の変化や中長期的な戦略の変更等により、取締役の役割と責任に大幅な変化があった場合には、現金賞与及び株式報酬の目標値や算定方法等にかかるインセンティブ設計について、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、見直しを行うことがある。
- 当社がコーポレート・ガバナンスやサステナビリティの観点における改善・改革等を実施したことにより、取締役の役割や責任を臨時的に見直した場合についても、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、適正な範囲内で臨時的な報酬や各種手当の支給等を行うことがある。
- 指名報酬委員会の実効性の強化を目的とし、社外からの客観的視点及び役員報酬に関する専門的知見を採り入れるために、外部コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向、経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討する体制としている。

5. 報酬の没収・返還

- 重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または取締役（監査等委員である取締役を含む。）の在任期間中に善管注意義務や忠実義務その他の法令ないし契約に反する重大な義務違反があったと取締役会等が判断した場合、指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役会に助言・提言する。
- 取締役会は、当該助言・提言内容を最大限に尊重し、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収（マルス）、または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還（クローバック）を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとする。

6. 株主や投資家とのエンゲージメント

- 役員報酬の内容については、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示する。
- 取締役（監査等委員である取締役を含む。）については、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることなく、有価証券報告書にて連結報酬等の総額の個別開示を行う。
- 株主や投資家とのエンゲージメントについては、Co-CEO・取締役（独立社外取締役を含む。）^(注)を中心に、積極的に実施する。株主や投資家とのエンゲージメントを通じて受けた株主や投資家の意見を指名報酬委員会や取締役会等で共有し、企業価値向上のために活用する。

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO・取締役」を「取締役」に改訂。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| | 人数 | 報酬等の 総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | | |
|---------------------------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| | | | 金銭報酬 | | 非金銭報酬 | | |
| | | | 基本報酬 | 賞与 (業績連動) | 譲渡制限付 株式報酬 (業績連動) | RSUプラン (役 員報酬BIP信託) (非業績連動) | ストック・ オプション (非業績連動) |
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 取締役 (監査等委員を 除く) (うち社外取締役) | 6名 (一名) | 8,949 (一) | 382 (一) | 384 (一) | 159 (一) | 172 (一) | 7,850 (一) |
| 取締役 (監査等委員) (うち社外取締役) | 4名 (4名) | 82 (82) | 74 (74) | — (一) | (一) | 8 (8) | — (一) |
| 合計 (うち社外取締役) | 10名 (4名) | 9,032 (82) | 456 (74) | 384 (一) | 159 (一) | 180 (8) | 7,850 (一) |

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬、RSUプラン (役員報酬BIP信託) およびストック・オプションの額は、譲渡制限付株式報酬、RSUプラン (役員報酬BIP信託) およびストック・オプションとして当事業年度に費用計上した額です。
2. 本表記載の他、過年度に費用計上した賞与 (非業績連動) の引当金戻入額は113百万円です。
3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
4. スtock・オプション (非業績連動) は、当社取締役としての地位に基づき付与されたものおよび当社子会社であるLINE(株)の取締役および執行役員としての地位に基づき付与されたものの双方を含みます。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および業績連動報酬の額の決定方法は、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.②に記載のとおりです。

本決定方法に基づき算定した2023年3月期の実績および賞与支給率は下表のとおりです。

当該業績指標を選定した理由は、売上収益・調整後EBITDA・広告売上収益・eコマース取扱高が、連結業績の達成度を測る指標として当社が経営戦略上重視するKPIであるためです。加えて、非財務の観点からも企業価値の向上に寄与する経営意識の醸成を図るためサステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）を、各取締役の個人パフォーマンスを明確化するため定性評価（各取締役のミッション達成度等）を選定しました。

| | 決定基準 | ウェイト | 当事業年度目標値 | 当事業年度実績 | 達成率 |
|-------------------------------|-----------|------|----------|---------|--------|
| ①連結業績の達成度評価 | 売上収益 | 40% | 1.72兆円 | 1.67兆円 | 97.1% |
| | 調整後EBITDA | 40% | 3,315億円 | 3,326億円 | 100.3% |
| | 広告売上収益 | 10% | 6,078億円 | 5,914億円 | 97.3% |
| | eコマース取扱高 | 10% | 4.02兆円 | 4.11兆円 | 102.2% |
| ②サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等） | | ±5% | — | — | — |
| ③定性評価（各取締役の戦略・PMI等のミッション達成度等） | | ±10% | 個人評価に基づく | | |

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としての株式報酬の概要につきましては、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.②に記載のとおりです。

加えて、一部の取締役に対して、経過措置として2022年3月期までの報酬決定方針に基づき、譲渡制限付株式報酬を支給しています。本譲渡制限付株式報酬は、2023年3月期をもって、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止するため、2023年4月1日に開始する事業年度（2024年3月期）以降の支給は実施しません。

譲渡制限付株式報酬の具体的な付与内容につきましては、「②会社の株式に関する事項」5.に記載のとおりです。

⑤ 報酬等の株主総会決議の内容

ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬および株式報酬の額

- ・2022年6月17日開催の株主総会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の数、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が6名（うち社外取締役は0名）です。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）】

| | 報酬等の種類 | 金員の上限 | 株式数の上限 |
|------|-----------------------|---|------------------|
| 金銭報酬 | 基本報酬および現金賞与 | 年額25億円（うち社外取締役3億円） | — |
| 株式報酬 | ストック・オプション | 年額24億円 | 年13万個（1,300万株相当） |
| | RSUプラン (役員報酬BIP信託) | 3事業年度を対象として、対象期間ごとに、その初年度に5億円を上限とする信託金を拠出 | 対象期間ごとに110万株 |

※上記決議に伴い、2017年6月20日付株主総会決議により定めた従来の譲渡制限付株式報酬制度は2023年3月期をもって廃止し、2023年4月1日に開始する事業年度（2024年3月期）以降は、業務執行取締役に対して新規での譲渡制限付株式の割当ては行わないこととします。

- ・2017年6月20日開催の株主総会にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、金銭報酬債権の対価として発行・処分する当社普通株式の上限を年80万株とすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の数、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）4名です。

イ) 監査等委員である取締役の金銭報酬および株式報酬の額

2015年6月18日開催の株主総会にて、監査等委員である取締役の基本報酬額の上限、2022年6月17日開催の株主総会にて、RSUプラン（役員報酬BIP信託）における金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の数、監査等委員である取締役は、2015年6月18日株主総会決議時点が3名、2022年6月17日株主総会決議時点が4名です。

【監査等委員である取締役】

| | 報酬等の種類 | 金員の上限 | 株式数の上限 |
|------|-----------------------|---|-------------|
| 金銭報酬 | 基本報酬 | 年額2億円 | — |
| 株式報酬 | RSUプラン (役員報酬BIP信託) | 3事業年度を対象として、対象期間ごとに、その初年度に0.5億円を上限とする信託金を拠出 | 対象期間ごとに12万株 |

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の方法

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)の取り扱いについては、指名報酬委員会の決議に基づき具体的に報酬等を決定するため、独立社外取締役の意見を踏まえ、取締役会がその決議に基づき取締役報酬等規程(以下「報酬等規程」という。)にてその旨を定めています。また、報酬等規程において指名報酬委員会に関する事項(権限、決議方法、運営等)を規定しており、指名報酬委員会は、報酬等規程に従い、基本報酬(固定報酬)については、取締役の役割と責任に応じて、また、賞与については、当該事業年度における連結業績目標の達成度合いを基礎とし、社会的貢献の達成度および取締役が実施した経営施策に対する評価等を加味して、構成員の審議および決議により取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしています。他方、株式報酬としての譲渡制限付株式報酬、ストック・オプションおよびRSUプラン(役員報酬BIP信託)の付与内容につきましては、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとしての機能を基礎として、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定するものとしています。

⑦ 報酬等に関する取締役会の委任事項

当事業年度(2023年3月期)においても、報酬等について独立性・客観性・透明性を高める観点から、取締役の個人別の報酬等に関して、上記報酬決定方針に基づき決定することにつき取締役会の委任を受けた指名報酬委員会において審議し、決定しています。具体的には、当事業年度においては、指名報酬委員会(指名報酬委員会は6名で構成され、独立社外取締役常勤監査等委員である臼見好生が委員長を務め、独立社外取締役監査等委員である鳩山玲人、蓮見麻衣子、國廣正、代表取締役社長Co-CEOである川邊健太郎、代表取締役Co-CEOである出澤剛を構成員としています。)を、11回開催しており、以下の主要アジェンダについて審議および決議いたしました。ただし、譲渡制限付株式報酬、ストック・オプションおよびRSUプラン(役員報酬BIP信託)の付与内容につきましては、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定しました。

＜指名報酬委員会の報酬関連主要アジェンダ＞

- ・役員報酬の水準・構成
- ・現金賞与および株式報酬にかかる業績評価指標ならびに算定方法
- ・2024年3月期の取締役の報酬に係る報酬決定方針ならびに個人別報酬

当社取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等について、報酬等規程に定めた報酬決定方針に従い決定すべきことを定めた上で、指名報酬委員会に対して、その決定を委任し、また、株式報酬については、指名報酬委員会が定めた額に基づき決定していることから、上記報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

3. 社外役員に関する事項

社外役員の当事業年度における主な活動状況（期待される役割に関して行った職務の概要等を含む）は以下のとおりです。

社外取締役 常勤監査等委員 白 見 好 生

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知識、実績やITビジネスへの高い見識等を有しており、常勤監査等委員を務めるとともに、監査等委員会の委員長および指名報酬委員会の委員長として、当社の経営全般およびコーポレート機能への適切なアドバイスが期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問および事業の進捗に関し必要なタイミングに応じた報告を求める意見等により、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、監査等委員会委員長として、それぞれ各監査等委員に対し、監査状況の報告や意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名報酬委員会委員長として、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見を述べるとともに、各監査等委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしています。

社外取締役 監査等委員 蓮 見 麻衣子

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得するなど会社経営に関する豊富な知識を有しており、またファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識から、当社の経営に対し特に投資家の視点に基づく有益な助言や適切な監督を期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見については投資家の視点に基づく形で行われており、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

社外取締役 監査等委員 國 廣 正

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しており、危機管理プロセスの整備に関する適切かつ有益な助言、提言といった役割が期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見および当社コンプライアンス体制に関し、随時有益な助言、提言を行うことで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、委員長として当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

社外取締役 監査等委員 鳩 山 玲 人

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、ハーバード大学ビジネススクールにおいてMBAを取得し、IT、エンターテインメント産業における海外企業戦略やコーポレートガバナンス等の豊富な知識およびコンテンツビジネス、キャラクターライセンスビジネスを中心とした海外事業展開や経営管理に関する豊富な知見に基づく業務執行への助言、監督が期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への意見や質問は上記知見を基に適確に行われ、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しています。同時に、利益還元を通じて株主の皆様へ報いることが上場会社としての責務と捉えています。

上記方針のもと、当期の期末配当金については、前期年間配当金（1株当たり5.81円）から記念配当金（1株当たり0.25円）を除いた配当金を同額で継続し、1株当たり5.56円（配当金総額418億円）といたしました。

5 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

| | 保有者数 | 1株当たり 発行価額 | 1株当たり 行使価額 | 新株予約権 の数 | 新株予約権の目的 となる株式の数 | 権利行使期間 |
|-------------------------------------|------|---------------|---------------|-------------|---------------------|--------------------------------|
| LINE 第22回 新株予約権 | 3名 | 296円 | 298円 | 28,685個 | 33,704,875株 | 2022年7月29日から 2029年7月8日まで |
| LINE 第26回 新株予約権 | 3名 | 223円 | 481円 | 28,685個 | 33,704,875株 | 2023年11月5日から 2030年11月5日まで |
| LINE 第29回 新株予約権 | 3名 | 304円 | 783円 | 21,485個 | 25,244,875株 | 2024年11月11日から 2031年10月24日まで |
| Zホールディングス株式会社 2022年度第1 回新株予約権 | 6名 | 158円 | 454円 | 105,166個 | 10,516,600株 | 2025年8月19日から 2032年8月3日まで |

- (注) 1. 保有者は、いずれも当社取締役（監査等委員である取締役を除く）であり、社外取締役は含まれていません。
 2. LINE第22回新株予約権およびLINE第26回新株予約権については、当社子会社であるLINE(株)の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
 3. LINE第29回新株予約権については、当社子会社であるLINE(株)の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
 4. Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権については、当社の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
 5. 新株予約権の行使の条件（概要）
 (1) LINE第22回新株予約権について
 ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
 ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役の地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 ④ 当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たす場合に限り、当該（イ）から（ハ）に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該（イ）から（ハ）に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価（（イ）に定義する。）の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 (イ) 2022年7月29日から2025年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間（当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④（イ）から（ハ）において同じ。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円（以下「基準株価」という。）を超える場合
 割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 (ロ) 2023年7月29日から2026年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
 割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 (ハ) 2024年7月29日から2027年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
 割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(2) LINE第26回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2023年11月5日から2026年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2024年11月5日から2027年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2025年11月5日から2028年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(3) LINE第29回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2024年11月11日から2027年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2025年11月11日から2028年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2026年11月11日から2029年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(4) Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権について

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任など当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

| | 交付者数 保有者区分 | 1株当たり 発行価額 | 1株当たり 行使価額 | 新株予約権 の数 | 新株予約権の目的 となる株式の数 | 権利行使期間 |
|-------------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------|-----------------------------|
| Zホールディングス株式会社 2022年度第1回 新株予約権 | 2名 当社執行 役員 | 158円 | 454円 | 5,616個 | 561,600株 | 2025年8月19日から 2032年8月3日まで |
| | 13名 当社子会社 取締役および 執行役員 | | | 25,272個 | 2,527,200株 | |

(注) 上記の新株予約権の主な行使条件は、前記「1. 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況」注記5.(4)に記載のとおりです。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

| | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 464百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 1,967百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務についての対価を支払っていますが、重要性が乏しいため、業務内容の記載は省略しています。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、会計監査人を解任します。

また、当社監査等委員会は、当社監査等委員会において予め定めた指針に該当する場合には株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、その適切な運用に努めています。なお、2023年3月31日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として2023年4月1日の経営体制の変更や社内規程の改定を踏まえ、本体制の一部を改定しております。

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|--|--|
| 1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 | |
| <p>①法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、企業行動憲章および当社グループ（当社、当社の子会社および関連会社を総称したものをいう）の行動規範を定め全使用人に周知する。</p> <p>②コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるように、法務部門を所管する執行役員にコンプライアンス統括部門を所管させる。コンプライアンス統括部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンスの状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に定期的に報告する。</p> | <p>①「企業行動憲章」および「Zホールディングスグループ行動規範」を全社員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載するなどして周知しました。また、行動規範の制定について詳しく解説した説明資料を作成し経営トップメッセージ動画資料と合わせて社内周知を行っています。2023年3月には全社員向けに、行動規範の一部を解説した資料を配布しました。また、グループ会社のコンプライアンス担当向けには、行動規範の一部の教育資料を配布し、グループ各社での教育周知活動を支援しています。</p> <p>②コンプライアンス統括部門が、全社的なコンプライアンス体制の整備を行うとともに、社内およびグループ会社における問題点の把握に努めています。また、コンプライアンスの状況については、5月と11月に当社コンプライアンス委員会に報告し、6月と12月には取締役会に報告しました。</p> |

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|---|---|
| <p>③ 内部通報（コンプライアンスホットライン）に関する社内規程を定め、コンプライアンス統括部門のほか、Co-CEO（共同最高経営責任者）^(注) または常勤の監査等委員が通報者から直接報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して通報環境の整備に努める。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役会に付議し、審議を求めることとする。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告するものとし、取締役会の監督を受ける。</p> <p>(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO（共同最高経営責任者）」を「代表取締役社長」に改訂。</p> <p>④ コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携し、法務部門は、取締役および全使用人に対するセミナーの実施等、社内の啓発活動を実施することとする。</p> <p>⑤ 使用人の法令・定款違反については人事部門を所管する執行役員または法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告のうえ、取締役会に具体的な措置等を答申することとする。</p> | <p>③④ 内部通報制度においては、複数の通報先を確保することで社員が通報をしやすい仕組みを整えています。内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導や賞罰委員会の決定に基づく処分等を行っています。また、当該事項のうち社員に係る事項については、5月と11月に行われたコンプライアンス委員会において報告を行い、6月と12月には取締役会に報告しました。</p> <p>教育啓発活動としては、ハラスメント等の基礎的項目や腐敗防止等の社内ルールに関するコンテンツを全社員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載するなどしました。</p> <p>⑤ 基本方針に基づく体制を整備しておりますが、2022年度の報告実績は、使用人の法令・定款違反、取締役の法令・定款違反ともに0件でした。</p> |

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|--|--|
| <p>⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。</p> | <p>⑥ 反社会的勢力排除規程を定め、当該規程に基づく体制を整備・運用し、反社会的勢力との取引を防止しています。また、継続的な社内教育の実施のために、反社会的勢力との取引の防止に関する教育資料を社員が常時閲覧できる状態とし、その旨を周知しています。</p> |

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

| | |
|---|--|
| <p>① 株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定め、いつでも取締役が閲覧できることとする。</p> | <p>① 基本方針に基づき重要な意思決定に係る文書および業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定め、いつでも取締役が常時閲覧可能な状態としています。</p> |
|---|--|

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

| | |
|--|--|
| <p>① 当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応のため、社内規程において体系的に必要事項を定める。</p> <p>② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のため、非常災害対策に関する規程を作成する。</p> <p>③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、事故管理を担当する部署が管理運営するフローを整備し、素早く報告、対応および再発防止等がなされることとする。</p> | <p>① リスクマネジメントに関する規程において、当社の事業に関するリスクの把握、管理、対応に関する必要事項を体系的に定めています。また、2023年3月にリスクマネジメント委員会において、リスクカテゴリー、グループ・トップリスクを決定しました。</p> <p>② 大規模災害が発生した場合を想定した非常災害対策規程を作成し、事業継続計画を策定しています。</p> <p>③ 事故の再発を抑え会社の損失・信頼低下を防ぐため、発生した事故に対する報告、応急処置、再発防止の確実な実施を目的とした「事故報告システム」を整備しています。</p> |
|--|--|

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|---|--|
| <p>④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置する。</p> <p>⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。</p> <p>⑥ 情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。</p> | <p>④ Group Chief Trust & Safety Officer (GCTSO) を任命し、情報セキュリティマネジメントを統括させています。また、当社および当社グループの情報セキュリティ整備・運用のサポートを行う情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、情報セキュリティインシデントに総合的に対応するための組織を設置しています。</p> <p>⑤ 情報セキュリティ統括組織に、情報セキュリティマネジメントに関する教育を推進するチームを設置し、社員教育プログラムの策定やその実施を強化し周知徹底を行なっています。 2022年度の実績として、全社セキュリティ教育を4回、セキュリティセルフチェックを4回、公開前決算情報取り扱い者向け教育を4回、入社時セキュリティ教育を随時実施しています。</p> <p>⑥ 情報セキュリティ統括組織に、CSIRT機能を推進する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元管理し、運用しています。</p> |
| <p>4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> | |
| <p>① 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。</p> <p>② 業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備する。</p> | <p>① 執行役員制度を採用するとともに、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備し、積極的に権限の委譲を行っています。</p> <p>② 基本方針に基づき業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備しています。</p> |

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|---|--|
| <p>③ 経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成し、取締役の効率的な職務執行を支援する。</p> <p>④ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。</p> <p>⑤ 職務の執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、改善活動を継続的に実施する。</p> | <p>③ 経営に係る重要事項に関し適切かつ迅速な意思決定ができるよう、定例で執行を掌る取締役、執行役員等を構成員とする経営会議を組成しています。</p> <p>2022年度は、合計47回にわたり実施し、新規出資の是非や主要な事業セグメントにおける戦略に関する討議や、グループ会社の事業状況のモニタリング、グループ会社を含む社員の労働環境等についての状況把握、グループ内再編に向けた討議等を行いました。</p> <p>④ 取締役については、当該年度の全社目標を明確化するとともに、その達成度と報酬を連動させることで、取締役のリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すインセンティブとしています。</p> <p>また、執行役員その他社員に対しても、全社の目標を踏まえた各組織・個人としての目標を設定し、評価する制度を導入しています。</p> <p>⑤ 内部監査部門において、データガバナンス、子会社管理体制をはじめとした多様な観点で実施対象を定めて内部監査を行い、関係各部門において改善に取り組んでいます。</p> |

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

| | |
|--|--|
| <p>① 親会社等からの独立性を確保するための体制</p> <p>(a) 当社の親会社等との取引は、当該取引の当社に対する必要性および取引条件の公正性を確認した上でその実施を判断する。</p> | <p>① ソフトバンクグループ(株)、ソフトバンク(株)、Aホールディングス(株)、NAVER Corporation等の関連当事者との取引のうち、取締役会付議対象案件については、取締役会への付議前に独立社外取締役4名から構成されるガバナンス委員会で、公正性、経済合理性、適法性といった観点での審議を実施しています。</p> |
|--|--|

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|--|--|
| <p>②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制</p> <p>(a) 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場をしていない子会社（但し、金融持株会社など経営の独立性維持が必要な子会社を除く）との間では、関係会社管理に関する社内規程に基づき、会社運営に関する協定書を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を原則として事前に求めることとする。</p> <p>③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(a) 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、前号に定める会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることで、監査の実効性を確保する。</p> | <p>2022年度は、同委員会を11回開催し、当社グループ内での組織再編などについて審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保しています。</p> <p>また、取締役会付議対象外の案件についても、原則として、ガバナンス委員会より授権された常勤監査等委員により同様の視点に基づく事前確認を実施しています。</p> <p>②新たに子会社となった非上場の会社との間で、「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。</p> <p>③内部監査部門では、全連結子会社等に対し、直接或いは間接的に、親会社監査・基本的内部統制確認、各社内部監査機能のモニタリングなどを実施し、「子会社の損失の危険の管理」に対応しています。</p> <p>リスク管理部門では、当社グループのERM（エンタープライズリスクマネジメント）活動を統括し、各子会社におけるERM体制の整備と運用を支援しています。なお、2022年4月には各子会</p> |

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|---|---|
| <p>(b) 関係会社管理および投融資に関する社内規程において、当社における各子会社の所管部門を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。</p> <p>(c) 子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社から当社のリスクマネジメント担当部門に当該事故等について報告をさせることを、会社運営に関する協定書の中で定める。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社のリスクマネジメント担当部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有することとする。</p> <p>④子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言を行う。</p> <p>(b) 子会社の規模や業態等に応じて当社グループ共通で使用できる各種システム等を導入する。</p> <p>(c) 子会社の資金の調達および運用について、当社の財務の統括部門が指導、支援または助言を行う。</p> | <p>社のリスクマネジメント担当者を出席者とするERM総会を実施し、当社グループのERM活動方針の共有を図っています。</p> <p>また、セキュリティ部門では、子会社および関連会社に対して各社における情報セキュリティマネジメントの実施状況のモニタリングを定期的に行うとともに、グループのイントラネットを活用した情報提供やセキュリティソリューションの導入支援活動などを通じて、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。</p> <p>④子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言をしています。また、会計管理システム等、グループ共通で使用できる各種システムを導入しています。</p> |

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|---|---|
| <p>⑤ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社グループに共通の企業行動憲章および行動規範を提示し、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図る。</p> <p>(b) 各関係会社間において行われる取引および各関係会社における業務に係る法令遵守および業務の適正性・効率性の確保のため当社と親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程を定める。</p> <p>(c) 当社グループのコンプライアンス責任者を構成員とする会議を設置し、当社グループのコンプライアンス担当者が情報交換および意見交換等を行える場を確保する。</p> <p>(d) コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者と適宜意見交換等を行う。</p> <p>(e) 当社グループごとに当社の採用する内部統制システムに整合する形で内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導する。</p> <p>(f) 当社グループの役職員も内部通報を利用し社外の弁護士に直接通報できることとする。</p> | <p>⑤ 毎年1回、子会社のコンプライアンス責任者（CCO）および担当者がグループCCO会議に集まり情報交換をしています。2022年度は11月に開催し、Zホールディングスグループ行動規範の浸透施策や公益通報者保護法改正対応状況等の共有、子会社でのコンプライアンス領域の取組紹介や意見交換を行いました。</p> <p>また、子会社のコンプライアンス責任者および担当者間での情報交換の活性化と関係性構築を目的として、数社単位での情報交換会を4回開催しました。</p> <p>さらに、必要に応じて子会社のコンプライアンス責任者および担当者と個別に面談を行い、個社ごとの課題の共有や検討を行っています。</p> |

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

| | |
|---|--|
| <p>① 監査等委員会の職務を補助するため、当社および当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。</p> <p>② 監査等委員会が希望する場合には、監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができることとする。</p> | <p>①② 監査職務を支援する監査等委員業務室を設置し、当社および当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を3名配属しています。</p> |
|---|--|

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|--|--|
| 7. 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項 | |
| <p>①前項の使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとする。</p> | <p>①監査等委員業務室の人事については、独立性に留意し監査等委員会にて同意を得ることとしています。</p> |
| 8. 監査等委員会の第六項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 | |
| <p>①専従の使用人が監査等委員会の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。</p> | <p>①監査等委員の監査体制の確保に関する規程を定め、監査等委員会による監査および監査等委員業務室への指示の実効性を確保しています。</p> |
| 9. 監査等委員会への報告に関する体制 | |
| <p>①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員に対して、次の事項を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社グループに関する重要事項 (b) 内部統制システムの整備・運用の状況 (c) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項 (d) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項 (e) 当社グループの内部監査の状況 (f) 重要案件の審議内容 | <p>①当社グループに関する重要事項、内部統制システムの状況、セキュリティの状況、ERM活動の状況、コンプライアンスの状況、内部監査の状況、その他監査等委員会から報告を求められた事項について、監査等委員会または監査等委員へ定期的な報告を行っています。また、監査等の観点から重要な案件について、遅滞なく（ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに）報告を実施しています。</p> |

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|--|---|
| <p>(g) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況および結果</p> <p>(h) 当社グループにおける重要性の高いリスクの分析および評価</p> <p>(i) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用および内部通報状況等</p> <p>(j) 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項</p> <p>② 最高財務責任者および法務部門責任者は、定期的に監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うこととする。</p> | <p>② 最高財務責任者および法務部門責任者は、常勤の監査等委員と情報共有のための定期的な会合を設け、業務上の重要な事項の報告を行っています。</p> |
| <p>10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> | |
| <p>① 内部通報制度を使って報告・通報や相談をした者に対し、当該報告・通報や相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。</p> | <p>① 社内規程において、監査等委員から報告を求められた場合は、必要な報告を行わなければならない旨を明記しています。内部通報者についても、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しています。</p> |
| <p>11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p> | |
| <p>① 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。</p> | <p>①② 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な費用等の支払いを行っています。また、監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。</p> |

| 内部統制基本方針 | 運用状況の概要 |
|---|---------|
| <p>② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。</p> | |

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

| | |
|---|---|
| <p>① 監査等委員会または監査等委員は、必要と認めた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人より報告を受けることができることとする。</p> <p>② 監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できることとする。</p> <p>③ 常勤の監査等委員を、当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の構成員とする。</p> | <p>①②③ 当社の重要な意思決定に関わる経営会議、その他監査等委員が希望するあらゆる会議への出席機会を確保しています。また、常勤の監査等委員は、当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に参加し、担当部門から直接報告を受けています。</p> <p>会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、当社および重要な子会社の内部監査部門から監査結果の報告を受けるなど、連携して監査を進めています。</p> <p>また、重要な子会社のCEO、監査役および内部監査部門との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、当社グループにおける監査の実効性を確保しています。</p> |
|---|---|

(注) 上記の内部統制基本方針は、2023年3月31日現在のものを記載しています。

第 28 期

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

附属明細書 (事業報告関係)

Z ホールディングス株式会社

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との重要な兼職の状況
事業報告 3 会社役員に関する事項 1. 取締役の氏名等に記載のとおりです。

第28期

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

計算書類

Zホールディングス株式会社

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

| | 第28期 2023年3月31日 現在 | 〈ご参考〉 第27期 2022年3月31日 現在 | | 第28期 2023年3月31日 現在 | 〈ご参考〉 第27期 2022年3月31日 現在 |
|-------------|--------------------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
| 流動資産 | 416,841 | 559,539 | 流動負債 | 443,785 | 490,333 |
| 現金及び預金 | 89,821 | 130,277 | 短期借入金 | 199,900 | 175,370 |
| 売掛金 | 479 | 526 | 未払金 | 3,417 | 4,205 |
| 前払費用 | 1,756 | 1,565 | 未払費用 | 703 | 631 |
| 未収入金 | 407 | 903 | 未払法人税等 | 517 | 3 |
| 関係会社短期貸付金 | 280,300 | 423,084 | 預り金 | 80,507 | 176,035 |
| 未収還付法人税等 | 8,513 | — | 1年内返済予定の長期借入金 | 47,500 | 47,500 |
| その他 | 35,587 | 3,205 | その他 | 111,240 | 86,587 |
| 貸倒引当金 | △24 | △22 | 固定負債 | 711,332 | 719,317 |
| 固定資産 | 3,084,019 | 2,988,159 | 社債 | 470,000 | 520,000 |
| 有形固定資産 | 45 | 47 | 長期借入金 | 240,750 | 198,750 |
| 建物 | 39 | 43 | 繰延税金負債 | 471 | 567 |
| 工具、器具及び備品 | 2 | 4 | その他 | 111 | — |
| 車両運搬具 | 2 | — | 負債合計 | 1,155,118 | 1,209,651 |
| 無形固定資産 | 204 | 55 | 純資産の部 | | |
| ソフトウェア | 204 | 55 | 株主資本 | 2,313,634 | 2,320,734 |
| 投資その他の資産 | 3,083,769 | 2,988,056 | 資本金 | 247,094 | 237,980 |
| 投資有価証券 | 4,173 | 5,055 | 資本剰余金 | 2,046,675 | 2,037,561 |
| 関係会社株式 | 2,900,129 | 2,824,730 | 資本準備金 | 242,175 | 233,061 |
| 関係会社長期貸付金 | 182,540 | 161,600 | その他資本剰余金 | 1,804,500 | 1,804,500 |
| その他 | 547 | 287 | 利益剰余金 | 75,156 | 99,279 |
| 貸倒引当金 | △3,620 | △3,616 | 利益準備金 | 27 | 27 |
| 資産合計 | 3,500,861 | 3,547,698 | その他利益剰余金 | 75,128 | 99,252 |
| | | | 繰越利益剰余金 | 75,128 | 99,252 |
| | | | 自己株式 | △55,292 | △54,086 |
| | | | 評価・換算差額等 | 1,410 | 1,763 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 1,410 | 1,763 |
| | | | 新株予約権 | 30,698 | 15,548 |
| | | | 純資産合計 | 2,345,743 | 2,338,047 |
| | | | 負債純資産合計 | 3,500,861 | 3,547,698 |

(注) 第27期はご参考（監査対象外）です。

損益計算書

(単位：百万円)

| | (ご参考) | |
|--------------|---|---|
| | 第28期 自 2022年4月 1 日 至 2023年3月 31 日 | 第27期 自 2021年4月 1 日 至 2022年3月 31 日 |
| 営業収益 | 53,272 | 92,285 |
| 関係会社受取配当金 | 51,563 | 90,439 |
| その他の営業収益 | 1,708 | 1,845 |
| 営業費用 | 30,781 | 28,036 |
| 営業利益 | 22,491 | 64,248 |
| 営業外収益 | 8,564 | 5,961 |
| 受取配当金 | 45 | 740 |
| 受取利息 | 7,088 | 4,956 |
| その他 | 1,430 | 263 |
| 営業外費用 | 10,731 | 7,702 |
| 支払利息 | 4,234 | 2,819 |
| 社債利息 | 2,487 | 2,191 |
| 支払手数料 | 3,620 | 2,651 |
| その他 | 388 | 39 |
| 経常利益 | 20,323 | 62,506 |
| 特別利益 | 2,143 | 11,815 |
| 投資有価証券売却益 | 1,474 | 3,499 |
| 関係会社株式売却益 | - | 8,315 |
| 関係会社清算益 | 669 | - |
| 特別損失 | 423 | 18,559 |
| 投資有価証券評価損 | 292 | 301 |
| 関係会社株式評価損 | 131 | 18,257 |
| 税引前当期純利益 | 22,043 | 55,762 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,632 | 3 |
| 法人税等合計 | 2,632 | 3 |
| 当期純利益 | 19,411 | 55,758 |

(注) 第27期はご参考（監査対象外）です。

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | |
|----------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2022年4月1日 | 237,980 | 233,061 | 1,804,500 | 2,037,561 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 9,114 | 9,114 | | 9,114 |
| 剰余金の配当 | | | | - |
| 当期純利益 | | | | - |
| 自己株式の取得 | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | - |
| 当期変動額合計 | 9,114 | 9,114 | - | 9,114 |
| 2023年3月31日 | 247,094 | 242,175 | 1,804,500 | 2,046,675 |

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|---------------------|---------|---------|-----------|
| | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 2022年4月1日 | 27 | 99,252 | 99,279 | △54,086 | 2,320,734 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | - | | 18,228 |
| 剰余金の配当 | | △43,535 | △43,535 | | △43,535 |
| 当期純利益 | | 19,411 | 19,411 | | 19,411 |
| 自己株式の取得 | | | - | △1,205 | △1,205 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | - | | - |
| 当期変動額合計 | - | △24,123 | △24,123 | △1,205 | △7,100 |
| 2023年3月31日 | 27 | 75,128 | 75,156 | △55,292 | 2,313,634 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|----------------------|------------------|----------------|--------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | | |
| 2022年4月1日 | 1,763 | 1,763 | 15,548 | 2,338,047 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | - | | 18,228 |
| 剰余金の配当 | | - | | △43,535 |
| 当期純利益 | | - | | 19,411 |
| 自己株式の取得 | | - | | △1,205 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | △353 | △353 | 15,149 | 14,796 |
| 当期変動額合計 | △353 | △353 | 15,149 | 7,695 |
| 2023年3月31日 | 1,410 | 1,410 | 30,698 | 2,345,743 |

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券
……………償却原価法
- ② 子会社株式および関連会社株式
……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上していません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

……………定額法

(2) 無形固定資産

ソフトウェア……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

4. 収益の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は、当社の子会社に対する経営指導料です。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・企画等を行うことを履行義務として識別しています。当該履行義務は契約期間にわたって、その他の営業収益として認識しています。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

| | |
|----------------|-------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 12百万円 |
|----------------|-------|

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,372百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,727百万円 |

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

| | |
|-----------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 53,272百万円 |
| 営業費用 | 5,205百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 営業外収益 | 7,391百万円 |
| 営業外費用 | 511百万円 |
| 資産の購入高 | 4百万円 |

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 105,538,215株 |
|------|--------------|

当事業年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式2,491,000株が含まれております。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 減価償却超過額 | 15,417百万円 |
| 株式報酬費用 | 9,222 |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,187 |
| 貸倒引当金 | 1,116 |
| 投資有価証券評価損 | 954 |
| その他の引当金 | 322 |
| その他 | 515 |
| 繰延税金資産合計 | 28,736 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △27,548 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △1,187 |
| 繰延税金資産合計 | — |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △471 |
| 繰延税金負債合計 | △471 |
| 繰延税金資産（△負債）の純額 | △471 |

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------|-------------|---------------------------|--------|--------------------------------|--|-------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 子会社 | ヤフー(株) | 東京都 千代田区 | 300 | ヤフー事業 | 所有 間接100% | 役員の兼 任 資金の貸 付 役務の提 供 資金の預 り | 資金の 貸付 (注1) | 100,000 | 関係会社 短期 貸付金 | 194,000 |
| | | | | | | | 受取利息 | 4,921 | その他 流動資産 | 259 |
| | | | | | | | 被債務 保証 (注2) | 458,750 | — | — |
| | | | | | | | 資金の預り (注1) | 50,000 | 預り金 | 50,000 |
| 子会社 | LINE(株) | 東京都 新宿区 | 34,201 | LINE事業 | 所有 間接100% | 役員の兼 任 資金の貸 付 役務の提 供 | 資金の 貸付 (注1) | 36,300 | 関係会社 短期 貸付金 | 56,300 |
| | | | | | | | | 50,000 | 関係会社 長期 貸付金 | 100,000 |
| | | | | | | | 受取利息 | 1,470 | その他 流動資産 | 129 |

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--------------------|-------------|---------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 子会社 | PayPay カード(株) | 東京都 千代田区 | 100 | クレジット、 カードロー ン | 所有 間接100% | 資金の貸 付 資金の預 り | 資金の 貸付 (注1) | — | 関係会社 短期 貸付金 | 30,000 |
| | | | | | | | 資金の 貸付 (注1) | — | 関係会社 長期 貸付金 | 65,000 |
| | | | | | | | 資金の 預り (注1) | 393,000 | 預り金 | — |
| 子会社 | Zホールディ ングス中間(株) | 東京都 千代田区 | 1 | 持株会社 | 所有 直接100% | 資金の預 り | 資金の 預り (注1) | 62,500 | 預り金 | 25,000 |
| | | | | | | | 現物配当の 受取り | 37,750 | 関係会社株式 | 37,750 |

(注1) 資金の貸付及び預りについては、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 主に金融機関からの借入等に関してヤフー(株)からの債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っていません。

VII 1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 307円53銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 2円58銭 |

VIII 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

Ⅸ その他の注記

1. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しています。貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

| | |
|--------------|--------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 1,049,580百万円 |
| 貸出実行残高 | 139,840百万円 |
| 差引額 | 909,740百万円 |

2. 財務制限条項

当社の長期借入金（1年内返済予定を含む）の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッジ・レシオ（a）が一定の数値以下であること。
 - (a) ネットレバレッジ・レシオ＝ネットデット（b）÷調整後EBITDA（c）
 - (b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、PayPay銀行㈱の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。
 - (c) EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

X 追加情報

(連結子会社との組織再編)

当社は、2023年4月28日の取締役会において、当社ならびにLINE(株)及びヤフー(株)を中心とした再編に係る契約の締結時期(予定)及び完了時期(効力発生日)(予定)について決議しました。

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)(予定)

名称：Zホールディングス株式会社

事業の内容：グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務

(被結合企業)(予定)

名称：LINE株式会社

事業の内容：モバイルメッセージング・アプリケーション「LINE」を基盤とした広告サービス、スタンプ販売及びゲームサービス等を含むコア事業並びにFintech、AI及びコマースサービスを含む戦略事業の展開

名称：ヤフー株式会社

事業の内容：イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業など

名称：Z Entertainment株式会社

事業の内容：広告事業、課金事業、会員サービス事業など

名称：Zデータ株式会社

事業の内容：Zホールディングスグループ各社のデータ利活用の推進

2 企業結合日

2023年10月1日(予定)

第28期

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

附属明細書 (計算書類関係)

Zホールディングス株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

| 区分 | 資産の種類 | 期首 帳簿価額 | 当期 増加額 | 当期 減少額 | 当期 償却額 | 期末 帳簿価額 | 減価償却 累計額 | 期末 取得原価 |
|-----------------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 有 固 定 資 産 | 建物 | 43 | - | - | △3 | 39 | 6 | 46 |
| | 工具、器具及び備品 | 4 | - | - | △1 | 2 | 4 | 7 |
| | 車両運搬具 | - | 4 | - | △1 | 2 | 1 | 4 |
| | 計 | 47 | 4 | - | △6 | 45 | 12 | 57 |
| 無 固 定 資 産 | ソフトウェア | 55 | 32 | - | △29 | 58 | | |
| | ソフトウェア仮勘定 | - | 179 | △32 | - | 146 | | |
| | 計 | 55 | 211 | △32 | △29 | 204 | | |

2. 引当金の明細

| 区 分 | 期 首 残 高 | 当 期 増 加 額 | 当 期 減 少 額 | | 期 末 残 高 |
|------------|---------|-----------|-----------|------------|---------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 貸 倒 引 当 金 | 3,639 | 3,645 | — | (*1) 3,639 | 3,645 |
| 役員賞与引当金 | 477 | 384 | 477 | — | 384 |
| 役員株式給付引当金 | — | 227 | — | — | 227 |
| 従業員株式給付引当金 | — | 32 | — | — | 32 |

(*1) 洗替による取崩額です。

3. 営業費用の明細

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------|--------|
| 株式報酬費用 | 16,165 |
| 給料及び手当 | 2,769 |
| 業務委託費 | 3,081 |
| 減価償却費 | 15 |
| 租税公課 | 2,122 |
| その他 | 6,626 |
| 合計 | 30,781 |

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

Zホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山友康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 糸井祐介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚本雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

Zホールディングス株式会社

監査等委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山友康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 糸井祐介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚本雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

Zホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 白見 好生 印

監査等委員 蓮見 麻衣子 印

監査等委員 國廣 正 印

監査等委員 鳩山 玲人 印

(注) 常勤監査等委員白見好生、監査等委員蓮見麻衣子、國廣正及び鳩山玲人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

別紙 3 (吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

(添付のとおり)

第4期 事業年度

事業報告

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

LINE株式会社

事業報告

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

2023年3月期における当社の売上高は250,551百万円となり、前事業年度に比べ、1%の増加となりました。売上高の増加要因は、ディスプレイ広告に係る売上高は減少したものの、アカウント広告に係る売上高が増加したことによるものです。営業利益は、広告売上増加に伴うレベニューシェア支払いの増加等による売上原価の増加、新規事業推進やシステム基盤の強化のためのインフラ関連費用の増加などによる販売費及び一般管理費の増加により、前事業年度比59%減の7,022百万円となりました。また、経常利益は8,402百万円(前事業年度比52%減)となりました。税引前当期純利益は、livedoor事業の売却による特別利益や、関係会社株式評価損などの特別損失を計上した結果、18,770百万円となりました(前事業年度比42%増)。法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の合計は、課税所得の減少及び税額控除の増加等を要因として、前事業年度に比べ、51%減少し、5,167百万円となりました。上記の結果、当期純利益は13,603百万円(前事業年度比405%増)となりました。

2. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

3. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

3-1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、LINEグループ行動規範を制定し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを取締役及び使用人に徹底する体制を採る。
 - ②代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を実施する体制を採る。
 - ③使用人が直接法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に、匿名で通報することができる内部通報制度を設置する。
 - ④コンプライアンスを所管する部署を設置し、コンプライアンス体制の構築及び推進を実施する。
 - ⑤社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、外部専門機関と連携しつつ、毅然とした対応を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、及び文書管理規程等を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録として記録し、保存する体制を採る。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理に係る諸規程を定め、迅速に意思決定を行う体制を採る。
 - ②取締役等が参加する会議体において、リスク情報の共有や対応策の検討等を行う体制を採る。
 - ③最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び最高個人情報保護責任者（CPO）を任命し、各責任者を長とした会議体を組織し、情報資産の保護・管理を強化するとともに、情報資産にまつわるリスクを適切に管理する体制を採る。
 - ④危機管理及び事業継続管理規程を定め、危険発生の可能性と影響を考慮した損失の最小化を図り、もって当社の健全かつ適正な業務運営を確保するため、取締役等の指示のもとで危機管理を行う体制を採る。
 - ⑤内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスク管理の実効性と妥当性を監査し、その重要性に応じて、その結果を代表取締役及び監査役へ報告する体制を採る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて経営上の重要な意思決定を行い、業務執行取締役が業務を執行する体制を採る。また、執行役員制度を採用し、相当部分の業務の執行を執行役員へ委譲することによって経営と執行を分離し、意思決定及び業務執行の効率化を図る。個別の業務執行においては、社内規則に基づいて職務権限と業務の分掌を適切に行い、業務の専門化と高度化を図る。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、子会社に対して重要事項の報告及び事前協議を行わせることにより、子会社の取締役の職務の執行に係る事項に関して、当社への適時適切な報告が実施される体制を採る。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の財務、法務、セキュリティ等の責任者との間で随時意見交換を行い、リスク管理上の課題、財務報告の正確性の観点からの課題を把握し、子会社の損失の危険を管理する体制を採る。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループとしての共存・共栄を図るため、当社は、子会社との間で相互に緊密な連携を取りつつ、それぞれ自律的に業務の適正を確保する体制を整備することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を採る。
 - ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ全体に適用されるLINEグループ行動規範を制定し、定期的に教育研修を行うことで、コンプライアンス意識の醸成及び強化を図る。また、取締役等が参加する会議体において、当社グループのコンプライアンス活動の推進及びモニタリングをする体制を採る。子会社におけるコンプライアンス違反が疑われ

る事象について迅速に情報を収集することができるよう内部通報窓口を設置し、同窓口の利用を推進する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を速やかに選任する。
 - ② 前項の使用人の人事異動、評価及び懲戒等の人事に関する事項については、監査役の事前の同意を要するものとする等、取締役からの独立性を確保し、かつ、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するよう、配慮する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役又は使用人が法令、定款又はLINE グループ行動規範に違反する行為、当社グループに重大な損失を及ぼすおそれのある行為その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項（以下「法令違反行為等」という）を察知した場合、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採る。
また、監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席、内部監査室の常勤監査役に対する内部監査結果の報告、その他取締役と監査役との協議によって、監査役への報告を実効的なものとする体制を採る。
 - ② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
法令違反行為等を察知した子会社の取締役、監査役及び使用人（以下「子会社の取締役等」という）又は子会社の取締役等から法令違反行為等の報告を受けた当社取締役又は使用人が、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採る。
 - ③ 前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する体制を採る。
- (8) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
取締役は、監査役職務の執行について生ずる費用又は債務について、監査の実効性を担保するべく、必要十分な予算を確保する体制を採る。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、取締役とそれぞれ意見交換会を実施し、また、常勤監査役は、内部監査室と連携し、会社の業務及び資産状況の調査その他の監査実務の遂行にあたり、監査項目の選別、実施等において効率的かつ実効性の高い監査を行う体制を採る。

3-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当該体制の整備と適正な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の法令等遵守に関する取組み
- ① 当社グループの役職員が守るべき法的及び倫理的な行動規範として、LINEグループ行動規範(LINE Group Code of Conduct)を定め、社内イントラネット等に複数言語で掲載し、随時確認することができるようにしております。また、入社に際しては、就業規則等の社内規程及びLINEグループ行動規範を遵守する旨の誓約書を取得することにより、確実な周知と徹底を図っております。入社後においては、LINEグループ行動規範や各種法令に関する研修を実施し、またLINEグループ行動規範に関する意識調査を実施することによって、その浸透度を可視化し、更なる意識向上を推進しております。
 - ② 業務の適正を確保するため、役職員が法令や社内規程上疑義のある行為について情報提供を行う手段として、内部通報等規程を定め、内部通報制度を整備しております。内部通報等規程では通報者に対する不利益な取扱いの禁止を明記し、また通報の受付窓口は外部の法律事務所に設置しております。内部通報内容の調査の結果、何らかの違法・不当な事実が認められた場合には、必要な対処措置を講じることとなりますが、その際、利益が相反する者を通報事案の処理に関与させないこととし、調査の実施にあたっては通報者の秘密を守るため通報者が特定されないよう調査の方法にも十分配慮しております。

③「反社会的勢力による被害の防止に関する規程」を策定し、暴力団等の排除に取り組むこと、暴力団等の排除において警察や弁護士等外部の機関と連携すること等を定めております。同規程に基づき、取引の相手方が反社会的勢力か否かを確認することとし、契約書中には暴力団等排除に係る条項を設けるよう努めております。また、暴力団等排除の措置の趣旨や内容、具体的な事案における対処措置について、社内研修や個別の会議、電子メールの配信等を通じて、関係従業員に対して周知することにより、排除措置の実効性を高めるよう努めております。

(2) リスク管理に関する取組み

- ①当社では、全社的なリスクやリスクが高いと考えられる事項について、リスクマネジメント基本方針に基づき取締役会及びリスク管理委員会に適時に報告がなされております。リスク管理委員会では全社的なリスク管理体制の構築及び運用を推進し、当社グループを取り巻くリスクに対して適時適切に対応するよう努めております。
- ②代表取締役社長に直属する内部監査室が、監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を、代表取締役社長、監査役及び必要な範囲で被監査部署の長に提出・報告しております。子会社に対する内部監査については、当社の内部監査室と各社の内部監査担当が、適宜役割分担をしながら実施しておりますが、子会社の内部監査担当部門が監査を担当する場合であっても、必要な場合には当社の内部監査室が直接監査を行うことができるものとしており、監査の品質確保に努めております。
- ③CPO/CISOを長とした会議を定期的で開催し、当社グループの保有する情報資産及びユーザーのプライバシー保護に関して、当社の関係各部署の意見を集約し、統一的な対策の推進とLINEブランドの維持向上を図っております。

(3) 取締役の職務執行の効率性及び適正性に関する取組み

- ①取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議するとともに、業務執行の状況を監督しております。取締役会議事録は、取締役会規則に則り、取締役会事務局によって開催毎に作成され、社内規程に基づき保存・管理されております。
- ②当社では、代表取締役社長CEO、代表取締役CWO、取締役CFO、取締役CSMO、取締役GCTOを含む社内取締役7名、内部監査室長及び常勤監査役が出席する経営会議を適宜開催しております。経営会議では、取締役会付議事項について事前審議を行うほか、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。

(4) 監査役の監査の実効性確保に関する取組み

- ①常勤監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行状況を把握しております。また、前記(2)②記載のとおり、内部監査室が監査計画に基づき実施した監査結果を記載した監査報告書は、監査役に提出・報告され、情報の共有が図られております。
- ②監査役監査は、年間の監査役監査計画にて定められた内容に基づき実施し、原則として月1回開催される監査役間の会議にて情報共有を図っております。監査役監査では、代表取締役社長との意見交換、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング、子会社調査等を行っております。また、内部監査室と連携を取りながら、監査の実効性、効率性を高めております。
- ③監査役室を監査役の直轄下に設置し、専従かつ執行部門から独立性が確保された監査役スタッフを配置し、監査役の補助をしております。また監査役スタッフの人事異動及び人事考課については、常勤監査役の同意を得たうえで決定しております。
- ④監査役による職務の遂行を図るために生じる費用については、監査の実効性を担保するために必要な予算を確保しております。

(5) 当社グループの業務の適正確保に関する取組み

- ①関係会社管理規則を定めることにより、当社の関係会社に関する管理基準を明確化し、同規程に基づき、当社関係各部署は、グループ会社の業務執行に関する一定の事項について報告を受けております。また、グループ会社の業務執行や、グループ会社に対する議決権行使について、その重要性に応じて代表取締役社長、経営会議又は取締役会の決裁を受ける体制を整備しております。
- ②財務諸表に係る内部統制に関して、財務内部統制室は、事業年度毎に当社の親会社であるZホールディング

ス株式会社において立案・承認された基本の方針及び計画に基づき、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の評価計画を取締役に報告することとしております。財務内部統制室は、同評価計画に基づいて財務報告に係る内部統制を評価し、重要な不備がある場合には改善指示を行うものとしております。

4. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業報告の附属明細書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

LINE株式会社

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項
該当事項はありません。

第4期 事業年度 計算書類

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

LINE株式会社

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 118,753 | 流 動 負 債 | 201,630 |
| 現金及び預金 | 49,098 | 買掛金 | 2,689 |
| 売掛金 | 41,641 | 短期借入金 | 47,300 |
| 契約資産 | 206 | 1年内返済予定の長期借入金 | 37,601 |
| 有価証券 | 0 | リース債務 | 4,779 |
| 親会社株式 | 121 | 未払金 | 28,315 |
| 前払費用 | 7,760 | 未払費用 | 13,511 |
| その他 | 25,846 | 未払法人税等 | 2,293 |
| 貸倒引当金 | △5,920 | 契約負債 | 26,159 |
| 固 定 資 産 | 385,039 | 預り金 | 38,094 |
| 有 形 固 定 資 産 | 46,893 | ポイント引当金 | 263 |
| 建物 | 4,814 | その他の引当金 | 18 |
| 工具、器具及び備品 | 41,448 | その他 | 602 |
| 建設仮勘定 | 630 | 固 定 負 債 | 129,534 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,145 | 長期借入金 | 103,669 |
| ソフトウェア | 1,575 | リース債務 | 16,815 |
| その他 | 570 | 資産除去債務 | 3,295 |
| 投資その他の資産 | 336,001 | 契約負債 | 4,644 |
| 投資有価証券 | 14,835 | その他の引当金 | 584 |
| 親会社株式 | 11,540 | その他 | 526 |
| 関係会社株式 | 248,972 | 負 債 合 計 | 331,164 |
| その他の関係会社有価証券 | 16,461 | (純 資 産 の 部) | |
| 長期貸付金 | 4,750 | 株 主 資 本 | 173,840 |
| 長期前払費用 | 708 | 資 本 金 | 34,201 |
| 繰延税金資産 | 32,864 | 資 本 剰 余 金 | 123,453 |
| 投資その他の資産 | 6,131 | 資本準備金 | 34,201 |
| 貸倒引当金 | △263 | その他資本剰余金 | 89,251 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 16,186 |
| | | その他利益剰余金 | 16,186 |
| | | 繰越利益剰余金 | 16,186 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △1,212 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △1,212 |
| | | 純 資 産 合 計 | 172,628 |
| 資 産 合 計 | 503,792 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 503,792 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|--------|---------|
| 売上高 | | 250,551 |
| 売上原価 | | 66,801 |
| 売上総利益 | | 183,750 |
| 販売費及び一般管理費 | | 176,728 |
| 営業利益 | | 7,022 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 105 | |
| その他の | 3,271 | 3,376 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,673 | |
| その他の | 322 | 1,996 |
| 経常利益 | | 8,402 |
| 特別利益 | | |
| 株式報酬受入益 | 13,424 | |
| 関係会社株式売却益 | 6,672 | |
| 関係会社清算益 | 105 | 20,202 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 9,834 | 9,834 |
| 税引前当期純利益 | | 18,770 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,593 | |
| 法人税等調整額 | △3,426 | 5,167 |
| 当期純利益 | | 13,603 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------------------|---------|-----------|--------------------|------------------|-------------------------------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金 | |
| 2022年4月1日残高 | 34,201 | 34,201 | 89,251 | 123,453 | 3,547 | 161,201 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | △963 | △963 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | 13,603 | 13,603 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | - | - | - | - | - | - |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | 12,639 | 12,639 |
| 2023年3月31日残高 | 34,201 | 34,201 | 89,251 | 123,453 | 16,186 | 173,840 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|----------------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | |
| 2022年4月1日残高 | 1,011 | 162,212 |
| 事業年度中の変動額 | | |
| 剰余金の配当 | - | △963 |
| 当期純利益 | - | 13,603 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | △2,224 | △2,224 |
| 事業年度中の変動額合計 | △2,224 | 10,415 |
| 2023年3月31日残高 | △1,212 | 172,628 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式： 移動平均法による原価法

その他有価証券

親会社株式：

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの：

市場価格のない株式等：

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。投資事業組合出資金のうち、関係会社に該当するものについては、「その他の関係会社有価証券」に計上しておりません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物… 4～24年

工具、器具及び備品… 3～5年

(2) 無形固定資産：

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア… 3～5年（社内における利用可能期間）

(3) 長期前払費用：

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金：

販売促進を図るために、又はLINEポイント広告において付与したポイントについて、将来のポイントの利用により発生する費用に備えるため、当該費用見積額を計上しております。

(3) その他の引当金：

株式給付規程に基づき付与したポイント数に応じた数の親会社株式を市場で売却するなどして得られた現金の役員及び従業員への支給見込等、将来の損失に備えるため、当該費用見積額を計上しております。

4. 外貨換算

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

(1) 広告

当社の広告サービスは、アカウント広告、ディスプレイ広告及びポータルなどその他の広告から構成されます。

① アカウント広告

アカウント広告は、主としてLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプ、LINEポイントサービスなどから構成されます。

LINE公式アカウントは、企業などの広告主が、当該広告主を「友だち」として追加したLINEユーザーに直接メッセージを送信することができます。当社の履行義務は、広告主のために、LINE公式アカウントを広告契約期間にわたり維持するとともに、いつでもLINEユーザーにメッセージを送信できるように準備することです。そのため、当社はLINE公式アカウント登録利用による売上収益を当該広告契約期間にわたり定額法で認識しております。また、LINE公式アカウントの広告主は、無料でダウンロードすることができるLINEスポンサードスタンプをLINEユーザーに提供することがあります。LINEスポンサードスタンプの契約においては、対価の支払いは広告主のみが行い、スポンサードスタンプの利用者であるユーザーは、直接、間接を問わず、一切の対価を支払いません。そのため、当社は広告主を顧客と判断しております。当社は顧客である広告主に対する履行義務は、契約期間において、ユーザーが望むときにいつでもスポンサードスタンプを利用できるよう準備することであると判断しております。そのため、当該契約期間において、売上収益を定額法で認識しております。

LINEポイント広告は、当社が提供するpay-per-action型広告サービスであります。広告主は、ユーザーによるアプリのダウンロードの完了又はコマースの閲覧など、特定のアクションごとに、所定の固定単価を当社に支払います。それと引き換えに、当社は、当該広告主が開発したアプリやコマースをLINEプラットフォーム上に掲載し、特定のアクションを行ったユーザーに対して無償でLINEポイントを付与しております。LINEポイント広告においては、対価の支払いは広告主のみが行い、LINEポイントが付与されるユーザーは、直接、間接を問わず、一切の対価を支払いません。そのため、当社は広告主を顧客と判断しております。顧客である広告主に対する履行義務は、広告主との間で合意した特定のアクションを行ったユーザーに対するLINEポイントの付与を含む統合された広告サービスを提供することであり、LINEポイントを管理し、LINEポイントと交換に、他のサービスを提供するという義務を広告主に対して負っておりません。広告主に対する履行義務は、ユーザーにLINEポイントを付与した時点で充足することから、当該時点で売上収益を認識しております。なお、ユーザーに付与した無償のLINEポイントについては、LINEポイント付与時にポイント引当金として対応する費用を認識しております。

② ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、主としてLINE VOOMやLINE NEWSから構成されます。当社は、インプレッション、ビュー、及びクリック等の特定のアクションを基に対価を受ける権利を有する広告を提供する契約を広告主と締結しております。当社の履行義務は、随時ユーザーに対して広告を表示することです。当社は、これらの広告に係る売上収益を、広告配信期間という一定期間にわたって、インプレッション数/クリック数などに基づき収益認識しております。

③ その他の広告

その他の広告は主として、求人広告やポータル広告などから構成されます。当社の履行義務は、一定期間にわたる広告掲載又は随時、ユーザーに対して広告を表示させることです。これらの広告は、一定期間の広告掲載である場合には広告契約期間にわたる定額法で売上収益を認識しております。インプレッション、ビ

ユー、及びクリック等の特定のアクションを基に対価を受ける権利を有する広告契約である場合には、当該広告契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で売上収益を認識しております。

当社は、当社のLINE公式アカウントなどの広告サービスについて、他の当事者である広告代理店が関与する場合があります。広告代理店は当社に代わって広告主との契約を獲得するとともに、広告主に、当社の広告の仕様や掲載基準に準拠するために広告掲載物の仕様を整えるなどのサービスを提供します。広告代理店は、当社が設定する広告掲載物の仕様や基準に基づき広告代理店が広告主に対してサービスを提供することから、広告代理店が提供するサービスについても当社が支配していると判断しております（すなわち、当社が本人である）。広告代理店が提供するサービスを含む、広告主に対する広告対価の総額に基づき、売上収益を認識しております。

また、当社は、当社が、広告代理店が提供する上記サービスに対して支払う対価が、顧客である広告主との契約に関連して発生するコストであること等に鑑み、広告代理店に対する支払対価からなる契約コストを、資産として認識するとともに、売上収益の認識に合わせて償却しております。広告契約が更新されたならば、再度、広告代理店に対する支払対価が発生するため、当該コストの償却期間は広告契約を収益として認識する期間と一致します。

(2) コミュニケーション

コミュニケーションには、主として、LINEスタンプ、LINEクリエイターズスタンプ及び絵文字（以下「スタンプ」という。）が含まれます。スタンプは、ユーザーが購入し、インスタントメッセージで使用するイラストであります。スタンプの購入は、現金、前払式支払手段、LINEポイント又はクレジットカードのいずれかで行われます。

前払式支払手段がスタンプの購入のために使用された場合、ユーザーの前払式支払手段残高は、購入価格分減少し、スタンプの見積利用期間にわたり売上収益として認識します。当社は、ユーザーにスタンプを提供するにあたって、本人として役務を提供しております。当社が提供するスタンプに係るサービスは待機サービスに類似しており、顧客（スタンプの購入者であるユーザー）に対する履行義務は、ユーザーがいつでもスタンプを利用可能にすることであると判断しております。そのため、当社がスタンプを利用可能にするというサービスを提供するにつれて、ユーザーはサービスの便益を同時に受け取って消費することから、当社の履行義務は一定の期間にわたり充足されるものと判断しております。この期間は過去の利用実績から約100日と見積りしております。また、ユーザーは、均等に利用可能とするサービスにより便益を受けると判断しているため、当社は売上収益を定額法で見積利用期間にわたり認識しております。

(3) コンテンツ-LINE GAME及びアプリケーション

コンテンツには、主として、LINE GAMEや当社が開発したアプリケーションが含まれます。

① 外部コンテンツプロバイダが開発したゲーム

外部コンテンツプロバイダが開発したすべてのゲームは、LINEプラットフォームから無料でダウンロードすることができます。ユーザーは、ゲーム内電子アイテムを現金及びクレジットカードを使って購入することができます。

当社では、外部コンテンツプロバイダとレベニューシェア契約を結んでおります。当該契約では、ユーザーがLINEプラットフォームを介しゲーム内電子アイテムを購入した場合、当社が、決済処理サービスプロバイダからの純収入額の一定割合を受け取ることとなっております。

ユーザーに対するゲーム内電子アイテムの販売に関しては、当社は、外部コンテンツプロバイダが、モバイルゲームの開発、メンテナンス及びアップデートについて主たる責任を負っており、ユーザーが購入し、ゲーム内で使用することができるゲーム内電子アイテムを作成していることから、外部コンテンツプロバイダがゲーム関連サービス提供のための主たる義務者であり、当社は代理人であると判断しております。

当社は、外部コンテンツプロバイダを当社の顧客であるとし、当社の履行義務は、ゲーム期間において、

当該顧客へ（１）ユーザーのゲームへの導入（チャネリング）、（２）決済代行、（３）サーバ・ホスティング・サービスの各サービスを提供することと考えております。

当社は、それぞれのサービスの提供は別個の会計単位であると考え、チャネリング、決済代行、サーバ・ホスティング・サービスの各取引価格を独立販売価格の比率で配分しております。独立販売価格は、チャネリング及びサーバ・ホスティング・サービスについては、他の独立した取引条件又は過去のコストや同業他社のマージン率を考慮したコスト・プラス・マージンで見積り、決済代行については、過去のコストや同業他社のマージン率を考慮したコスト・プラス・マージンで見積りしております。

当社は、チャネリングに係る履行義務はユーザーがゲーム内電子アイテムを購入したときに充足することから、対応する売上収益は当該時点で認識しております。

ゲームの終了予告は、ゲームが終了する２ヶ月前にユーザーに通知されます。ゲーム終了の予告が行われた時点から、ユーザーはゲーム内アイテムの購入ができなくなりますが、２ヶ月間ゲームをすることができ、決済はユーザーによるゲーム内アイテム購入から３ヶ月後に行われます。従って、サーバ・ホスティング・サービスについてはゲーム終了の予告からゲーム終了までの２ヶ月、決済代行については、ゲーム終了の予告後３ヶ月、すなわち、ゲーム終了後１ヶ月までサービスを提供する必要があります。

当社のサーバ・ホスティング・サービス及び決済代行に係る履行義務は、これらのサービスを提供したとき、すなわち、前者はゲーム提供の開始からゲーム終了までの期間にわたり、後者はゲーム提供の開始からゲーム終了後１ヶ月にわたり、毎月、充足することとなります。従って、サーバ・ホスティング・サービス及び決済代行に対応する売上収益は、上記の期間にわたり定期的に認識しております。しかしながら、ゲーム終了予告後は収入が発生しなくなることから、当社はゲーム終了予告後のサーバ・ホスティング・サービス及び決済代行に係る履行義務に対応する売上収益をサービス提供開始時から繰り延べし、それぞれ、ゲーム終了の予告後２ヶ月及び３ヶ月の期間にて売上収益を認識しております。

② 内部開発したゲーム及びアプリケーション

当社は、当社が開発したゲーム及びアプリケーション（以下「アプリ」という。）をユーザーに提供しております。当社は当該ゲーム及びアプリの提供に関して、本人であると判断しております。当社の主たる責任は、ゲーム又はアプリ並びにゲーム又はアプリ内電子アイテムを開発、メンテナンスし、ユーザーに提供することにあります。

すべてのゲーム又はアプリは無料でダウンロードすることができますが、ゲーム及びアプリ内の当社が開発したゲーム又はアプリ内電子アイテムは、現金、クレジットカード及びゲーム又はアプリ内の当社の前払式支払手段で購入することができます。当社は、内部開発したゲーム及びアプリにおいて消費性アイテムと永久性アイテムを提供しております。

消費性アイテムは、ユーザーの一定の行為により消費され、いかなる継続的な便益もユーザーにもたらさないという性質を有しております。当社が提供する消費性アイテムに係るサービスは待機サービスに類似しており、顧客（消費性アイテムの購入者であるユーザー）に対する履行義務は、ユーザーがいつでも消費性アイテムを利用可能にすることであると判断しております。そのため、ユーザーが消費性アイテムを購入してから消費するまでの期間が当社が履行義務を充足する期間となりますが、一般的にユーザーが購入すると同時に消費されることから、販売時に売上収益を認識しております。

一方、永久性アイテムは、ユーザーに継続的な便益をもたらす性質を有しております。当社が提供する永久性アイテムに係るサービスは待機サービスに類似しており、顧客（永久性アイテムの購入者であるユーザー）に対する履行義務は、ユーザーがいつでも永久性アイテムを利用可能にすることであると判断しております。一般的に、永久性アイテムがユーザーに便益をもたらす期間は、（１）廃棄などユーザーによるアプ

リ内及びゲーム内の特定の行動によりアイテムがゲームボード又はアプリから削除される時点、(2)ユーザーがゲーム又はアプリの使用を止める時点、のうち最も早い時点までの期間となります。従って、当社はアイテムの使用期間を見積もることができない場合には、ゲームボード又はアプリから削除されたアイテム分を調整したうえで、課金ユーザーの見積平均プレイ期間にわたる定額法の方法で認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この計算書類を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

関係会社株式の減損に係る見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度 |
|-----------|----------|
| 関係会社株式評価損 | 9,834百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式の時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断及び見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(株式給付信託 J-ESOP)

(1) 制度の概要

当社は、Zホールディング株式会社の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むこと、優秀な人材の繋ぎ止めに寄与すること及び持続的な成長に資することを目的として、株式給付規程を設けております。

当社は、当該株式給付規程に基づき、当社の従業員に対して2022年8月31日に9,245,413株相当のポイントを、2023年1月31日に61,970株相当のポイントを、2023年3月31日に320,195株相当のポイントを付与しております。

ポイントを付与された従業員が、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに、当社があらかじめ信託設定した信託より、ポイント数に相当する数の当該信託が保有する当社の親会社であるZホールディングス株式会社の株式及び当該株式を市場で売却するなどして得られた現金を当該従業員に給付します。

(2) 信託に残存する親会社株式

信託が保有する親会社株式の帳簿価額は11,662百万円で、株式数は31,282,403株であります。

(役員報酬 BIP信託)

制度の概要

当社は、Zホールディングスグループの中長期的な株主価値および企業価値の向上に対する貢献意欲を高めるとともに、優秀な経営人財のリテンションを図ることに加えて、株式保有の促進により株主との利害共有意識を一層高めることを目的として、株式交付規程を設けております。

当社は、当該株式交付規程に基づき、当社の取締役に対して2022年8月12日に123,940株相当のポイントを付与しております。

ポイントを付与された取締役が、株式交付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに、Zホールディング株式会社が信託設定した信託より、ポイント数に相当する数の当該信託が保有する当社の親会社であるZホールディングス株式会社の株式及び当該株式を市場で売却するなどして得られた現金を当該取締役に給付します。

(親会社グループにおける組織再編)

当社は、2023年2月2日に親会社（Zホールディングス株式会社）における「当社ならびに完全子会社であるLINE(株)およびヤフー(株)を中心とした合併方針決定のお知らせ」に基づき、当社ならびに親会社及びヤフー株式会社を中心とした組織再編を行う予定です。

1. 結合当事企業の名称及びその事業内容

(存続会社) (予定)

名称：Zホールディングス株式会社

事業の内容：グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務

(被結合企業) (予定)

名称：LINE株式会社

事業の内容：モバイルメッセージング・アプリケーション「LINE」を基盤とした広告サービス、スタンプ販売及びゲームサービス等を含むコア事業並びにFintech、AI及びコマースサービスを含む戦略事業の展開

名称：ヤフー株式会社

事業の内容：イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業 など

名称：Z Entertainment株式会社

事業の内容：広告事業、課金事業、会員サービス事業など

名称：Zデータ株式会社

事業の内容：Zホールディングスグループ各社のデータ利活用の推進

2. 企業結合日

2023年10月1日 (予定)

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 担保付債務

該当事項はありません。

なお、資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として、現金1,442百万円を供託しております。

また、当該発行保証金については、上記供託資産以外に金融機関との間で資金決済に関する法律第15条第1項に基づく発行保証金保全契約（契約金額10,000百万円）を締結しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 44,536百万円

3. 保証債務

以下の会社の営業債務に対し、下記限度額の債務保証を行っております。

| | |
|-------------------|-----------|
| LINE Pay株式会社 | 22,439百万円 |
| LINE FRIENDS INC. | 4,916百万円 |
| 三菱地所株式会社 | 3,250百万円 |
| LINE証券株式会社 | 2,499百万円 |
| ワークスマバイルジャパン株式会社 | 291百万円 |

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 21,813百万円 |
| 長期金銭債権 | 4,750百万円 |
| 短期金銭債務 | 63,464百万円 |
| 長期金銭債務 | 100,000百万円 |

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 36,063百万円

仕入高 68,516百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益による取引高 2,750百万円

営業外費用による取引高 1,796百万円

(2) 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費 17,278百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 240,960,343株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 2022年6月10日 定時株主総会 | 普通株式 | 963百万円 | 4円 | 2022年3月31日 | 2022年6月10日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日翌事業年度になるもの
該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額、前受金及び前受収益であります。
なお、将来減算一時差異に係る評価性引当額は、30,660百万円であります。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用調達計画に照らして、必要な資金は主にインターカンパニー・ローン、銀行借入により調達しております。

当社は、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社は、主要な財務上のリスク管理の状況について定期的に当社のマネジメントに報告しております。

当社の方針として、デリバティブは実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------|--------|--------|
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 親会社株式 | 11,661 | 11,661 | — |
| その他有価証券 | 324 | 324 | — |
| 関係会社株式 | 18,996 | 12,801 | △6,194 |
| 資産計 | 30,981 | 24,786 | △6,194 |

現金及び預金は注記を省略しております。売掛金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、リース負債、未払金、未払法人税等、並びに預り金は、短期間で決済されるため、これらの時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、長期貸付金、長期借入金並びにリース負債は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、これらの時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券、並びに関係会社株式

上場株式の時価については、活発な市場における相場価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|--------------|----------|
| 投資有価証券 | |
| 非上場株式 | 12,156 |
| 投資事業組合出資金 | 2,355 |
| 関係会社株式 | 229,976 |
| その他の関係会社有価証券 | 16,461 |

上記株式等については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないことなどから、時価開示の対象としておりません。

また、投資事業組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 47,300 | — | — | — | — | — |
| 1年内返済予定の 長期借入金 | 37,601 | — | — | — | — | — |
| 預り金 | 35,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | — | 23,353 | 20,104 | 10,105 | 50,107 | — |
| リース負債 | 4,779 | 4,840 | 4,902 | 4,359 | 2,714 | — |
| 合計 | 124,680 | 28,193 | 25,006 | 14,464 | 52,821 | — |

関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引の内訳

(1) 親会社

(単位：百万円)

| 属性 | 名称及び氏名 | 議決権等の所有割合(被所有) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|---------------|----------------|-----------|---------------|---------|----------------|-------------------|
| 親会社 | Zホールディングス株式会社 | (被所有) 間接 100% | 役員の兼任 | 借入金(※1) | 156,300 | 短期借入金 長期借入金 | 56,300 100,000 |
| | | | | 預り金(※2) | 35,000 | 預り金 | 35,000 |
| | | | | ストックオプション(※3) | 13,424 | — | — |

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性 | 名称及び氏名 | 議決権等の所有割合(被所有) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 | |
|------|----------------------------|----------------|----------------------------------|-------------------------------|--------|----------------|----------------|-------|
| 子会社 | LINE Plus Corporation | (所有) 直接 100% | 役員の兼任 各種コンテンツ等の利用許諾 | プラットフォームの提供又は役務の受領による収益配分(※4) | 受取 | 15,900 | 売掛金 | 2,489 |
| | | | | | 支払 | 36,306 | 未払金 | 335 |
| 子会社 | LINE PAY株式会社 | (所有) 直接 100% | 役務の受入れ 役員の兼任 資金決済法に基づく銀行保証 | 債務保証(※5) | 22,439 | — | — | |
| 子会社 | LINE FRIENDS INC. | (所有) 間接 70% | 店舗の賃借保証 | 債務保証(※6) | 4,916 | — | — | |
| 子会社 | LINE Financial株式会社 | (所有) 直接 100% | 役員の兼任 | 増資の引受(※7) | 18,500 | — | — | |
| 子会社 | LINE MUSIC株式会社 | (所有) 直接 60% | 役員の兼任 | 増資の引受(※8) | 3,828 | — | — | |
| 子会社 | LINE Credit株式会社 | (所有) 間接 51% | 資金の貸付 | 資金の貸付(※9) | — | 短期貸付金 長期貸付金 | 2,500 2,500 | |
| 関連会社 | LINE Digital Frontier株式会社 | (所有) 間接 29.6% | 役務の提供 | 役務提供による収益配分(※10) | — | 未払金 | 6,994 | |
| 関連会社 | Webtoon Entertainment Inc. | (所有) 直接 29.6% | 資金の援助 | 増資の引受(※11) | 7,594 | — | — | |

(3) 兄弟会社

(単位：百万円)

| 属性 | 名称及び氏名 | 議決権等の所有割合(被所有) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|---------|----------------|-----------|------------|--------|----|------|
| 親会社の子会社 | ヤフー株式会社 | — | — | 資産の譲渡(※12) | 12,970 | — | — |

- (※1) Zホールディングス株式会社からの借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (※2) Zホールディングス株式会社との金銭消費寄託契約に基づき、寄託された金銭です。
- (※3) Zホールディングス株式会社からのストックオプションの受け入れになります。
- (※4) 両者が協議して決定した契約上の料率に基づいて請求しております。
- (※5) 主にLINE Pay株式会社の資金決済法に基づく供託の銀行保証を三井住友銀行と連帯で相互保証しているものであります。
- (※6) LINE FRIENDS INC. が賃借している店舗の賃借料及び退去時の原状回復義務について支払保証しているものであります。
- (※7) 当社がLINE Financial株式会社の行った第三者割当てを1株につき10,000円で引き受けたものであります。
- (※8) 当社がLINE MUSIC株式会社の行った株主割当てを1株につき41,946円で引き受けたもの、並びに当社のLINE MUSIC株式会社宛の貸付金及び未収利息を用いてデット・エクイティ・スワップを実行したものであります。
- (※9) LINE Credit株式会社へ資金を貸付けております。貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (※10) 両者が協議して決定した契約上の料率に基づいて支払しております。
- (※11) 当社がWebtoon Entertainment Inc. の行った第三者割当てを1株につき197,016円で引き受けたものであります。
- (※12) 当社の購入した設備等をヤフー株式会社へと譲渡しております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして決定しています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 716円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 56円45銭 |

重要な後発事象

(会社分割)

当社は、2023年1月31日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として、当社のAIカンパニー事業及び当社保有のWORKS MOBILE Corporation株式を、ワークスマイルジャパン株式会社（以下、「ワークスマイルジャパン社」）へ吸収分割の方法により承継することを決議し、同日に吸収分割契約を締結しました。また、吸収分割の受取対価として当社は承継会社の株式257,897株を取得し、同社を関連会社としております。

1. 本吸収分割の目的

ワークスマイルジャパン社は、ビジネス現場のコミュニケーションツール「LINE WORKS」を提供しております。多くのビジネス顧客資産を持つ「LINE WORKS」とAIカンパニー事業の各リソースを集約することで、BtoB SaaS事業分野において、当社単独の事業展開に比べ高いシナジー効果が想定され、当社が推進しております成長戦略の実現及び中長期的な事業価値の最大化につながると判断いたしました。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の方法

当社を分割会社、ワークスマイルジャパン株式会社を承継会社とする吸収分割であります。

(2) 本吸収分割及び関連手続の日程

吸収分割契約書承認取締役会：2023年1月31日

吸収分割契約締結：2023年1月31日

吸収分割の効力発生：2023年4月1日

※本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当することから、本吸収分割の承認に係る株主総会を開催せずに行います。

(3) 分割した事業及び株式の内容

事業：自社開発のAI技術を活用した「CLOVA OCR」、「LINE AiCall」等のサービスの提供や、日本語初の大規模言語モデル「HyperCLOVA」をはじめとする新規技術開発

株式：当社が保有するWORKS MOBILE Corporationの普通株式532,042株

(4) その他取引の概要に関する事項

受取対価を承継会社の株式257,897株のみとする吸収分割

3. 実施する会計処理の概要

(1) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

| | |
|----------|----------|
| 流動資産 | 188百万円 |
| 投資その他の資産 | 9,281百万円 |
| 資産合計 | 9,469百万円 |
| 流動負債 | 188百万円 |
| 固定負債 | 314百万円 |
| 負債合計 | 502百万円 |

(2) 会計処理

移転したことにより受け取った対価となる株式の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定し、移転損益は発生しない予定であります。

4. 当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

| | |
|------|----------|
| 売上高 | 1,651百万円 |
| 営業損失 | 6,055百万円 |

計算書類の附属明細書

(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

LINE株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

| 資産の種類 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 期末減価償却累計額又は償却累計額 | 当期償却額 | 差引期末帳簿価額 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|----------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 10,904 | 1,181 | 9 | 12,076 | 7,262 | 1,864 | 4,814 |
| 工具、器具及び備品 | 60,595 | 22,575 | 4,448 | 78,723 | 37,274 | 11,358 | 41,448 |
| 建設仮勘定 | — | 13,600 | 12,970 | 630 | — | — | 630 |
| 計 | 71,499 | 37,356 | 17,427 | 91,430 | 44,536 | 13,222 | 46,893 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| のれん | 1,265 | — | 1,265 | — | — | — | — |
| ソフトウェア | 1,074 | 1,507 | 12 | 2,569 | 994 | 294 | 1,575 |
| その他 | 184 | 564 | 1 | 747 | 177 | — | 570 |
| 計 | 2,523 | 2,071 | 1,278 | 3,314 | 1,171 | 294 | 2,145 |

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

 工具、器具及び備品：サーバー機器等の購入による増加 21,903百万円

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

 建設仮勘定：サーバー機器等の譲渡による減少 12,970百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 貸倒引当金 | 6,952 | 5,049 | 5,818 | 6,183 |
| ポイント引当金 | 208 | 138 | 83 | 263 |
| その他引当金 | — | 757 | 155 | 602 |

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|--------|---------|----|
| 給料及び手当 | 34,306 | |
| 支払手数料 | 30,947 | |
| 業務委託費 | 41,660 | |
| その他 | 69,814 | |
| 計 | 176,728 | |

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

L I N E 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 山 友 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 糸 井 祐 介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚 本 雄 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LINE株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

L I N E 株 式 会 社

監 査 役 倉 澤 仁 殿
監 査 役 行 方 洋 一 殿
監 査 役 植 松 則 行 殿

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 丸 山 友 康

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 桑 井 祐 介

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 塚 本 雄 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LINE株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役等の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、

その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

LINE 株式会社

常勤監査役

倉澤 仁



監査役

行方 洋一



監査役

植松 則行

